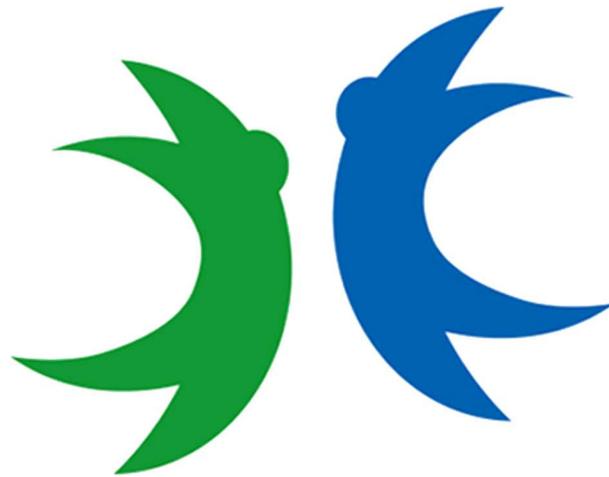


「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を目指して

第5次北杜市行財政改革大綱

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

北 杜 市

お宝いっぱい 健幸北杜

「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」北杜市は、「山」「紫」「水」「明」の地といえる自然環境に恵まれ、豊かな四季の移り変わりは、好循環を生み、万物に恵みをもたらします。

豊富な水、きれいな空気、おいしいお米、おいしいお酒、安全な野菜や果物。

さらには、この地に暮らす人々の豊かな心、豊富な人財や文化など、ここには『お宝』がいっぱいです。

これらが身近に寄り添う、日々の暮らしは、心も体も健康にし、幸せな生活につながっています。

これからも、私たちが「健やか」で「幸せ」であり続けるためには、人と自然のつながり、人と社会のつながり、人と人のつながりを大切にし、安心して生活できる健全な社会を後世に引き継いでいかなければなりません。

市民、家庭、地域、企業、行政がそれぞれの立場で取り組み、一生涯健康で幸せに暮らせる「ふるさと北杜」を目指して、ここに「お宝いっぱい 健幸北杜」を宣言いたします。

平成 30 年 1 月 23 日

北杜市長 渡辺英子

はじめに

本市では、これまで4次にわたり行財政改革大綱を策定し、行財政運営の適正化・効率化、活力ある組織づくりや人材育成に取り組み、豊かな市民生活を支える公共サービスの提供に努めてきました。

しかし、行政を取り巻く社会情勢は大きく変化し、少子高齢化や人口減少社会への対応、公共施設等の更新などの課題が山積する中で、多種多様な市民ニーズに対応するためには、従来にも増して効果的・効率的な行政運営が求められております。

こうした状況の中、市民の豊かな生活の維持を一番に、「第2次北杜市総合戦略」が目指す一生涯健康で幸せに暮らせる「ふるさと北杜」を実現していくためには、引き続き効果的で効率的な行財政システムを構築していくことが不可欠であります。

本大綱では、「市民や企業等との豊かな行政サービスの創出」という基本目標を行財政改革の柱におき、市民・家庭・企業・行政があらゆる分野においてお互いに助け合う相互扶助の意識を醸成し、多様な主体との連携による行政運営を進めながら、豊かな公共サービスの提供と、持続可能で健全な行財政運営の確立を目指してまいります。

今後とも、個性豊かで活力あるまちづくりに向け、市民と一体となって行財政改革に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本大綱を策定するにあたり、貴重な御意見、御提案を賜りました「北杜市行政改革推進委員会」の皆様をはじめ、関係各位に心より御礼申し上げます。

令和2年3月

北杜市長 渡辺 英子

目 次

第1	北杜市の目指す姿	3
第2	第5次北杜市行財政改革大綱策定にあたっての基本的な考え方	3
第3	これまでの取組状況	6
第4	市の現状と課題	9
1	人口	9
2	財政状況	11
3	職員定員管理と総人件費の現状	20
4	公共施設の状況	21
5	市民等との協働の必要性	23
第5	改革の基本理念と基本目標	24
第6	改革を推進する重点項目と取組項目	25
1	財政基盤の強化	25
2	市民・企業等との連携・協働	26
3	豊かな市民生活を支える行政サービス	27
4	効率的な行政基盤	27
5	活力のある職場環境	28
第7	第5次北杜市行財政改革大綱アクションプランの取り組み	29
1	第5次北杜市行財政改革大綱の体系図	29
2	実施期間	30
3	推進体制	31
第8	第5次北杜市行財政改革大綱アクションプラン	32
第9	財政の中・長期見通し	47

【参考資料】

・北杜市行財政改革大綱等について（答申）	49
・北杜市行政改革推進委員会条例	50
・北杜市行政改革推進委員会名簿	51
・北杜市行政改革推進本部設置要綱	52
・北杜市行政改革推進委員会等審議経過	54

第1 北杜市の目指す姿

本市では、まちづくりの基本コンセプトである「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を実現するため、「第2次北杜市総合計画」では8つの杜づくりを施策の柱としたまちづくりを推進しています。

『8つの杜づくり』

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 教育・文化に輝く杜づくり | 5 環境日本一の潤いの杜づくり |
| 2 産業を興し、富める杜づくり | 6 交流を深め躍進の杜づくり |
| 3 安全・安心で明るい杜づくり | 7 品格の高い感動の杜づくり |
| 4 基盤を整備し豊かな杜づくり | 8 連帯感のある和の杜づくり |

第2 第5次北杜市行財政改革大綱策定にあたっての 基本的な考え方

本市では、平成18年度以降4次にわたる行財政改革大綱のもと、効率的かつ効果的な行財政運営をめざし、職員数の削減や民間連携による指定管理者制度導入などを積極的に進めるとともに、市債残高の削減と基金残高の積み増しに計画的に取り組んでまいりました。

その結果、普通会計については、市債残高が平成18年度の447億8百万円から233億3千3百万円（平成30年度決算）に減少し、基金残高が平成18年度の64億9千8百万円から161億1千4百万円（平成30年度決算）に増加し、将来負担比率（収入に対する将来負担すべき債務の額の割合）も平成29年度には算定されないなど、すべての健全化判断比率において取り組みによる成果が見られるようになりました。

また、財政の健全化を進める一方において、優先すべき施策・事業については、国県からの特定財源の確保等を図りながら、重点的・計画的に予算措置を行い、北杜市独自の保育料無償化や子育て世代マイホーム補助金制度など子育て支援をはじめ、小中学校のエアコン整備などの教育環境づくりや、妊娠準備期から子育て期に渡る切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の開設、道の駅こぶちさわの建替えなどを実施し、豊かな市民生活を支える公共サービスの提供に努めるとともに、将来を担う高校生との連携により、本市の恵まれた資源を若い感性で活性化させる事業にも取り組んでまいりました。

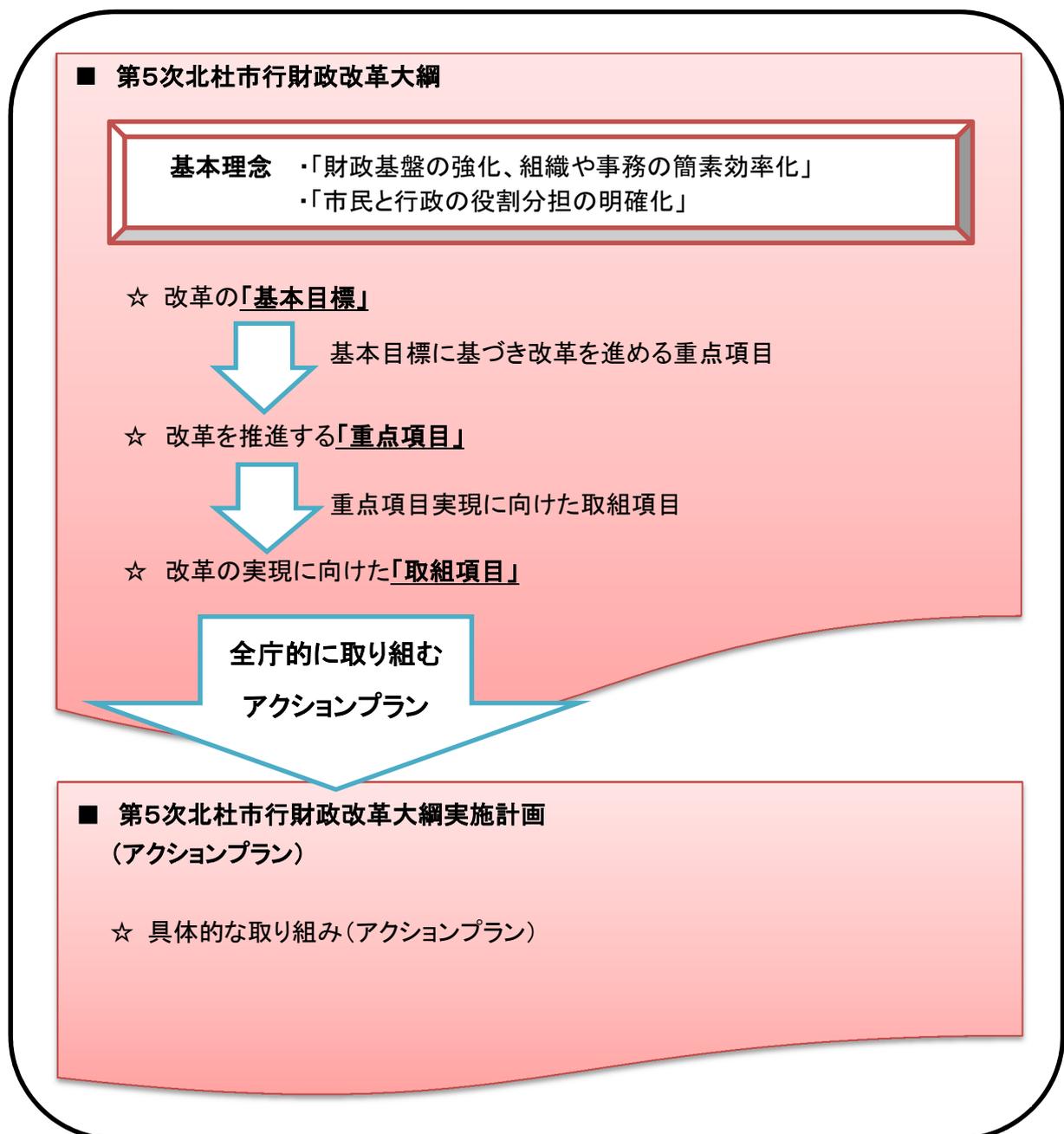
これら施策・事業を含めた市政運営に対しては、昨年6月に実施した市民アンケート調査において、市民の皆様から一定の評価をいただいたところであります。

しかしながら、本市の財政に関する中・長期見通しにおいては、普通交付税の

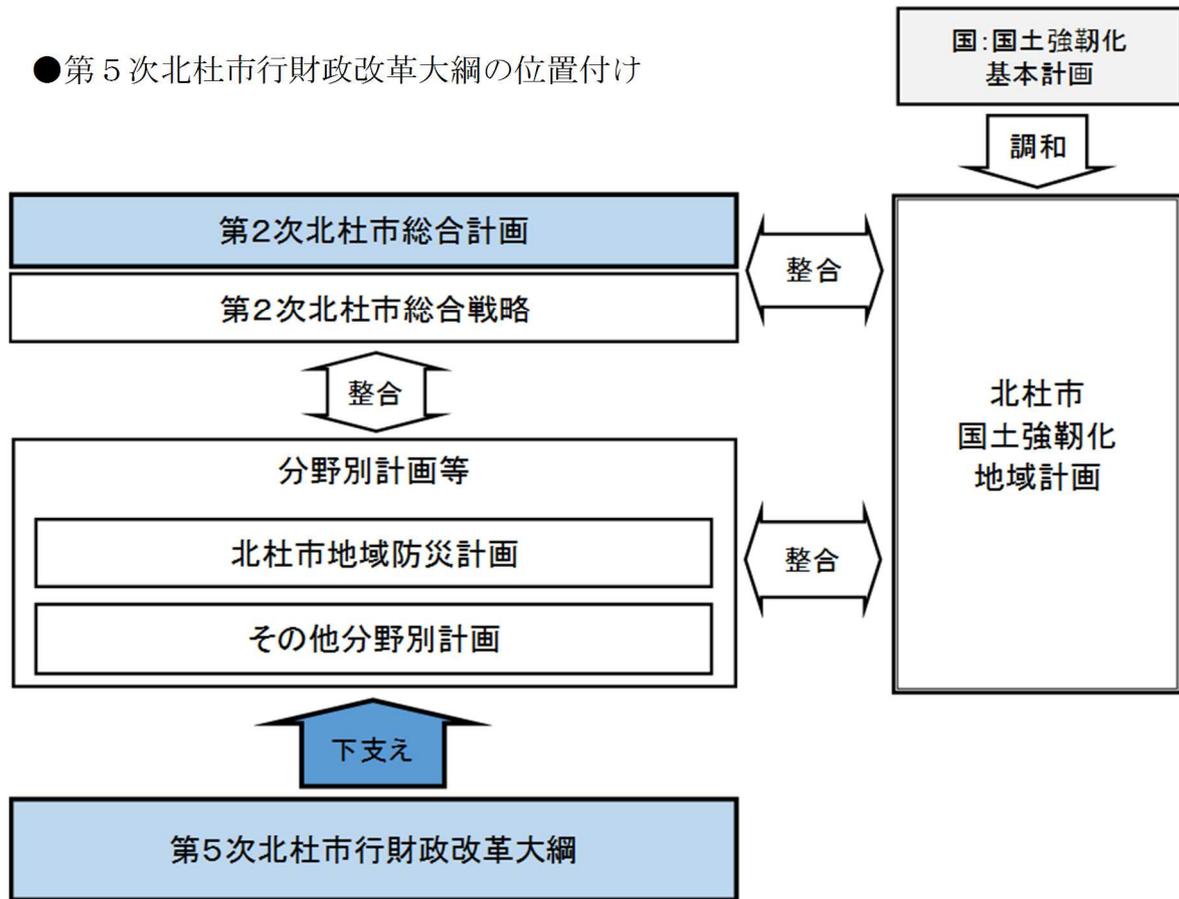
段階的縮減などに伴い、令和5年度以降には、実質単年度収支がマイナスに転じるとしており、行財政改革の取組強化は引き続き最重要課題の一つであります。

市制15周年を迎えた今、これまでの行財政運営効率化の成果や公共サービスの量的な増大と質的な変化を踏まえ、さらに今後も少子高齢化や核家族化等に伴い公共サービスの範囲拡大が予測される中、市民ニーズに応じた豊かな公共サービスの提供を継続していくためには、行政だけでなく市民や企業等との協働という要素を行財政改革の柱におき、より明確に示す必要があるものと考え、第5次行財政改革大綱策定にあたっては、「財政の健全化」、「市民や企業等との協働と豊かな行政サービスの創出」、「効率的で活力のある市役所」を基本目標といたします。

●第5次北杜市行財政改革大綱の概念図



●第5次北杜市行財政改革大綱の位置付け



※北杜市国土強靱化地域計画について

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」が制定され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて計画的に推進することが定められました。

国は、この基本法に基づき「国土強靱化基本計画」を策定し、政府一丸となって強靱な国づくりを進めていくこととしています。

北杜市国土強靱化地域計画は、基本法に基づき、市が策定する国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画であり、既存の計画との整合を図りながら策定を行うものです。

第3 これまでの取組状況

1 取り組みの経緯

本市では、平成16年11月の合併後に第1次北杜市行政改革大綱（平成18～22年度）を定めて以降、第2次（平成23～25年度）、第3次（平成26～28年度）、第4次（平成29～令和元年度）と積極的な行財政改革を進め、成果を着実に積み上げてきています。

現行の第4次北杜市行財政改革大綱では、最小の経費で最大の効果があげられるよう、歳入確保、歳出削減、施策の再構築、市民との協働、簡素で効率的な組織構築、人財育成などを推進することで、安定した行財政運営の確立と市民ニーズに対応するための取り組みを進めています。

2 第4次北杜市行財政改革大綱・行財政改革アクションプランの進捗と成果

第4次北杜市行財政改革大綱は、財政の健全化はもとより、人口減少・少子高齢化への対応、市民福祉の維持、市民・企業等の民間活力や資源の有効活用など、市民の目線で考え、市の将来が見える大綱として平成29年3月に策定されました。

「財政基盤の強化、組織や事務の簡素効率化」と「市民と行政の役割分担の明確化」を基本理念とした、「Ⅰ．財政の健全化」「Ⅱ．施策の再構築と市民との協働」「Ⅲ．市役所の構造改革とスリム化」の3つの基本目標のもと、これまでの本市の行財政改革の経緯と実情も踏まえ、行財政改革を進める4つの重点項目を定めました。

具体的な実施計画を定めた「第4次行財政改革アクションプラン」では、4つの重点項目の実現に向けた59項目のアクションプランに全庁的に取り組みました。

その結果、平成29年度から令和元年度までの成果（見込み）は、Ⅰ．財政の健全化で37項目中29項目、Ⅱ．施策の再構築と市民との協働で16項目中10項目、Ⅲ．市役所の構造改革とスリム化で6項目中6項目について、目標を達成（見込み）できました。

■4つの重点項目の主な成果

1. 財政基盤の強化

これまで実施してきた市債の積極的な繰上償還などにより定時償還の元利償還金が減少したことなどから、平成30年度には実質公債費比率が目標6.2%未満に対し6.3%、将来負担比率も目標0%未満を達成し、大幅に改善されました。

また、歳出の抑制について、平成 28 年度当初予算との比較で令和元年度当初予算においては、経常経費が 6.8%の削減、総人件費では 2.3%の削減を図りました。

収納率の向上については、納税相談や臨戸訪問等を積極的に実施し、また利便性の向上を図るため新たに取り組んだコンビニ収納の導入を併せて行ったことにより、市税等の収納率は、税・使用料 18 項目中 14 項目で目標を達成しました。

自主的な財政運営を実現するために取り組んだ、ふるさと納税制度の推進等においても目標寄附件数 300 件を達成しました。新たな雇用の創出や税収との確保のため企業誘致の推進を図り、平成 28 年度と比べ、3 社が新たに操業を開始しました。

2. 行政運営システムの見直し

最適なストック量と最適な管理運営を実現するため、市の保有する公共施設等のマネジメント機能の強化に取り組みました。これまで検討してきた公共施設等個別計画の策定により、今後 30 年間にわたる公共施設の最適配置を更に推進していくこととなります。

効率的な行政運営体制の確立においては、行政組織の見直しを随時行い、複雑化する業務に対応した運営体制を整えました。また、補助金の適正化の推進においては、北杜市補助金等の適正化ガイドラインを策定し、より適正で透明性の高い補助金制度を確立するため運用を開始しました。

3. 民間等との連携・協働

広報紙やホームページ、封筒への広告掲載や雑誌スポンサー制度を推進し、市と民間が連携するなかで、協働による効率的かつ効果的な取り組みを行いました。

4. 活力ある組織づくりの推進

平成 28 年度から実施している人事評価制度では、職員の能力と業績の適正な評価を行うことで、効率的な人財活用と組織力の向上を図り、複雑多様化する市民ニーズに対しては、職員研修や他自治体との交流を積極的に推進するなど、職員の資質向上に取り組みました。

また、定年退職者の中から希望する職員については、再任用職員として雇用を継続し、これまでの公務で培った知識や経験を発揮することで、充実した行政サービスの提供に努めることができました。

なお、4つの重点項目に対する3か年の達成状況は、次の表のとおりです。

●第4次北杜市行財政改革アクションプランの取組結果（見込み）

基本目標	重点項目	達成	未達成	合計
I. 財政の健全化	1. 財政基盤の強化	29	8	37
II. 施策の再構築と市民との協働	2. 行政運営システムの見直し	6	4	10
	3. 民間等との連携・協働	4	2	6
III. 市役所の構造改革とスリム化	4. 活力ある組織づくりの推進	6	0	6
合 計		45	14	59
達 成 率		76.3%	23.7%	100.0%

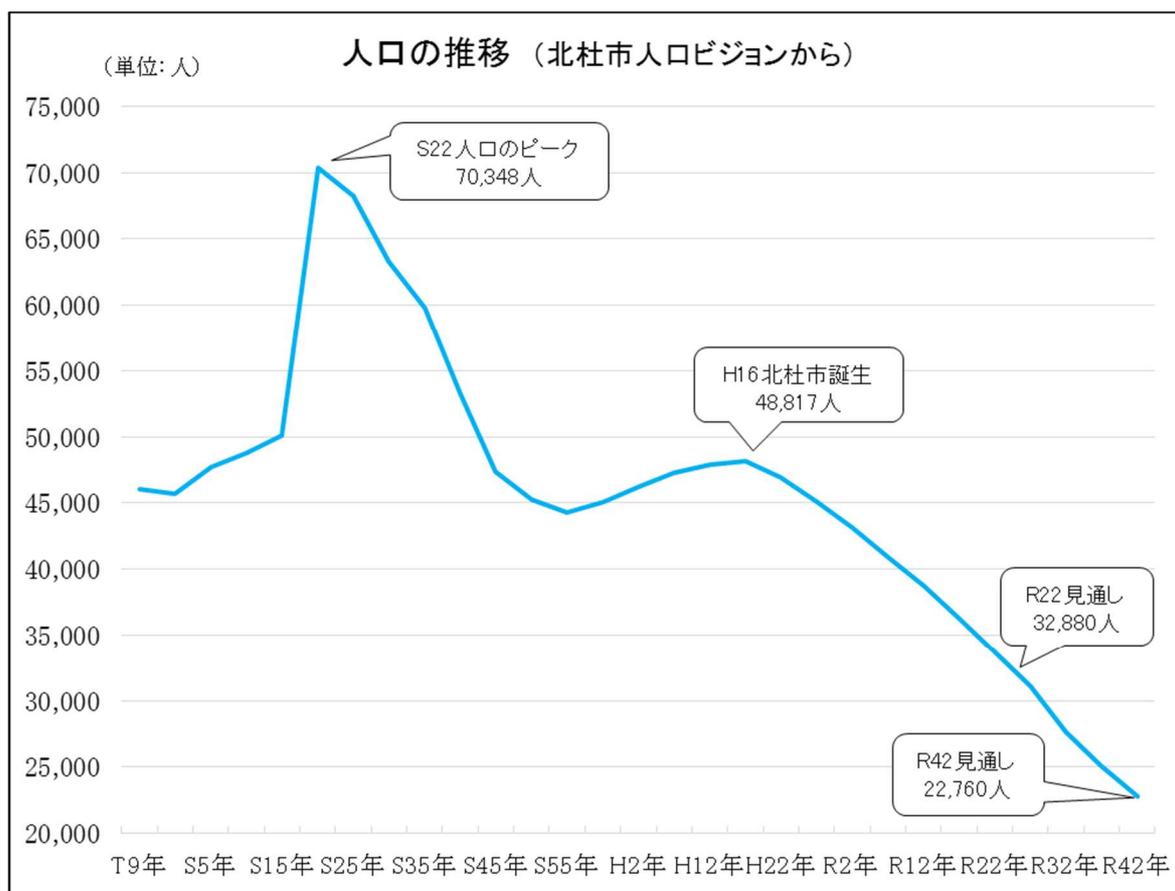
第4 市の現状と課題

1 人口

●総人口の推移

本市では、戦前から戦後にかけて人口が急増しましたが、昭和22年をピークに昭和55年頃まで人口は減少し続けました。これは、高度経済成長期において、若者が他の地域(特に首都圏)へ就職等により流出していったためと考えられます。その後、中央自動車道の全線開通の影響により、企業進出などに伴う首都圏からの人口流入があったと考えられ、平成16年までわずかながら人口が増加しています。

しかし、その後は再び減少に転じ、現在まで、人口減少が続いています。社人研による将来人口推計をみると、人口は減少の一途をたどり、平成22年の国勢調査では46,968人であった人口が令和22年には32,880人、令和42年には22,760人までに減少する見通しとなっています。



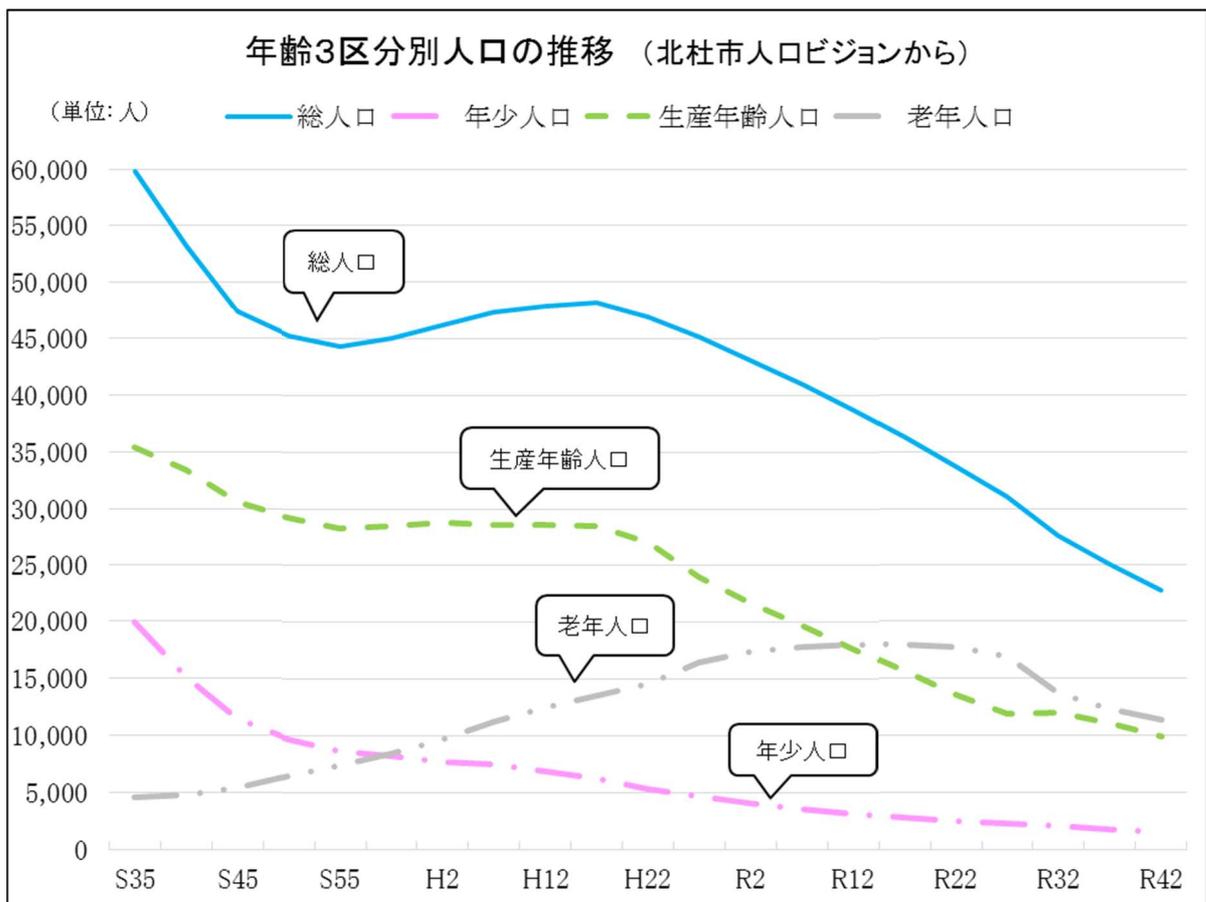
(資料:国勢調査、社人研「日本の地域別将来推計人口」)

●少子高齢化の進展

年少人口（15歳未満）は、昭和35年から昭和45年までの10年間で急激に減少し、さらに昭和45年から平成22年までの40年間も緩やかな減少を続けました。その結果、この50年間で年少人口は1/4にまで減少しました。

生産年齢人口（15歳～64歳）は、高度経済成長期において若者が他の地域（特に首都圏）へ流出したことを主要因に、昭和45年頃まで減少を続けましたが、「団塊ジュニア世代」の誕生により下げ止まり、近年まで横ばいで推移してきました。しかし、平成22年以降は再び減少に転じ、今後も減少が続く見通しとなっています。

一方、老年人口（65歳以上）は、生産年齢人口が順次老年期に入っていくこと、また、豊かな自然環境を求めて転入が増加したことから、一貫して増加を続けています。老年人口比率が1/3を占めるなか、若い世代が減少し続けることで、まちの活力低下が懸念されます。



（資料：国勢調査、社人研「日本の地域別将来推計人口」）

2 財政状況

●普通会計※¹歳入歳出の状況

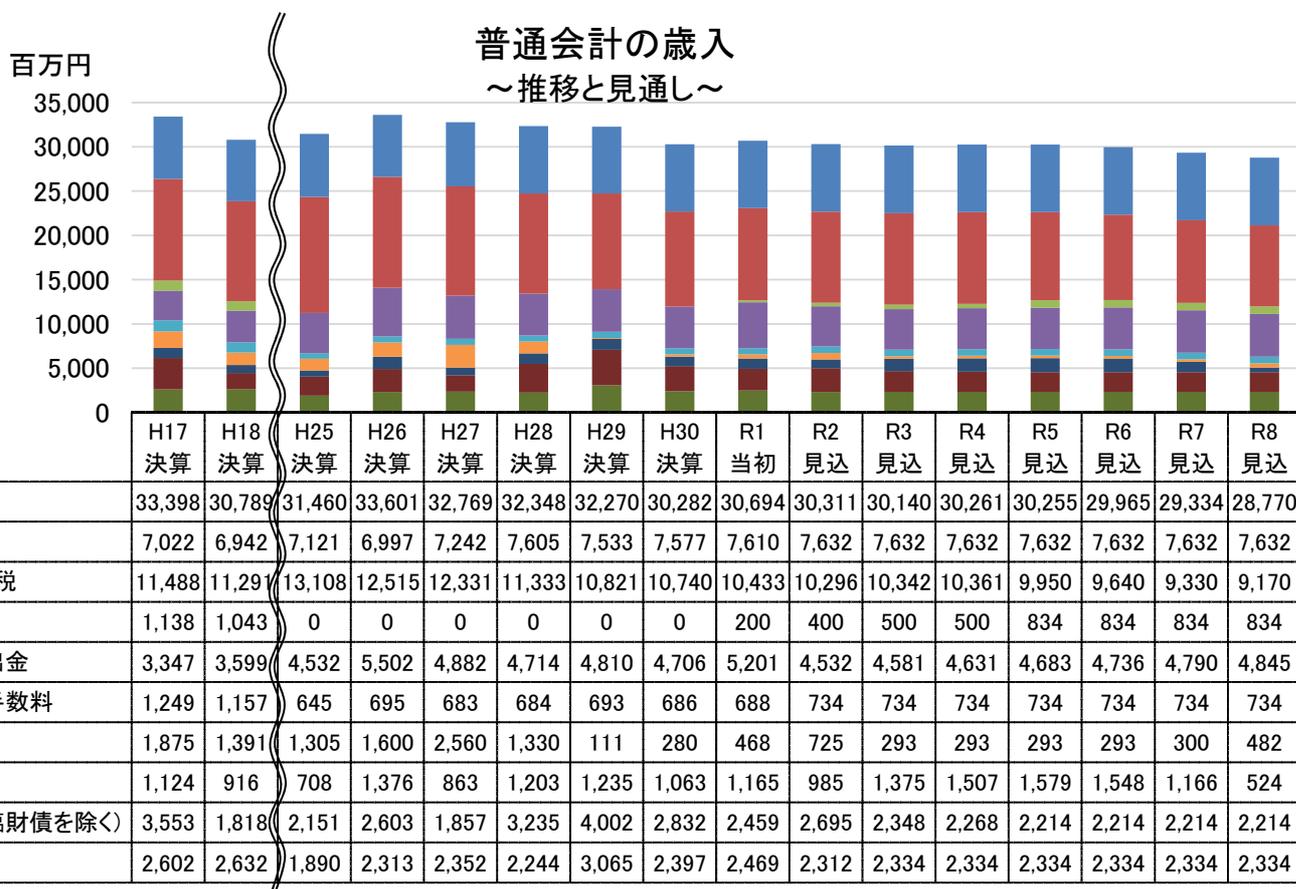
本市の歳入において、地方交付税は最も構成比の高いものとなっており、平成30年度には35.5%を占めています。

本市の財源の要ともいえる普通交付税については、平成27年度から令和元年度の5年間で、合併に伴う特例措置による増加額が段階的に縮減され、令和元年度の交付税制度に基づき試算した場合、特例措置終了後には約20億円が減額となる見込みとなっています。

一方、平成30年度の市税収入は75億円余であり、歳入に占める市税の割合は25%です。

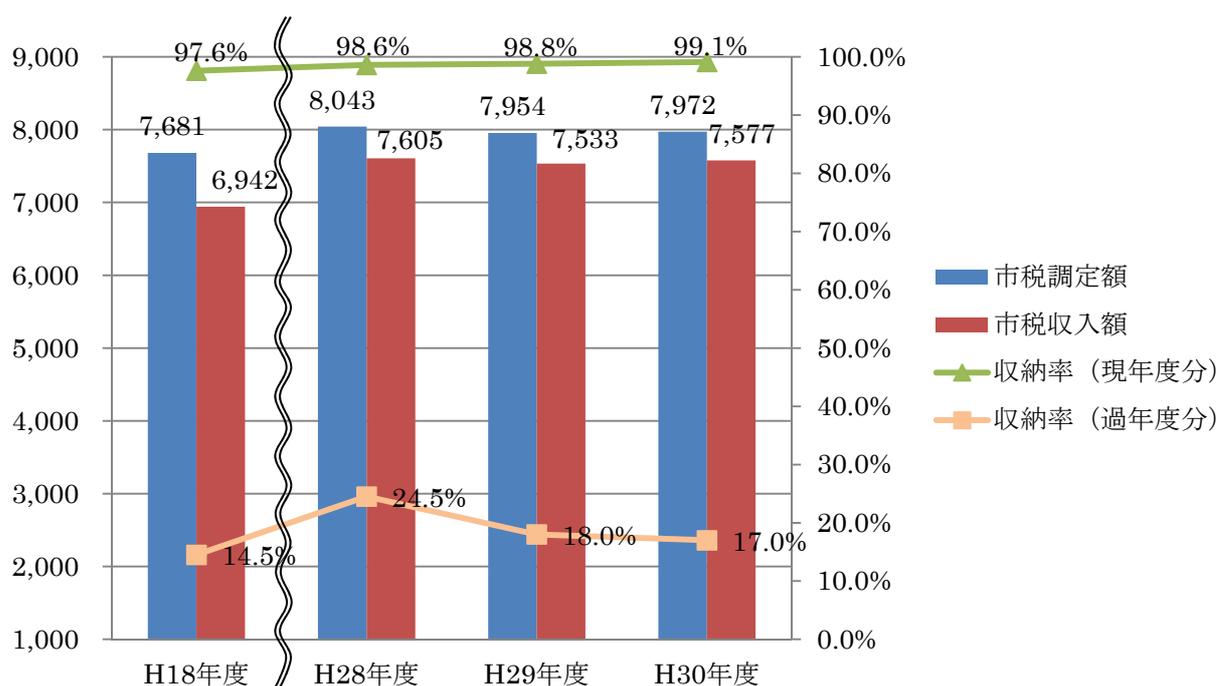
収納率は向上してきましたが、税負担の公平性の観点に加え、平成28年度以降、交付税の算定に用いられる率が「全国の平均的な率(例、個人住民税 H27:98.0%)」から「上位1/3の地方自治体が達成している率(R2:98.6%予定)」にまで段階的に引き上げられており、今後の交付税のマイナス影響を抑えるためにも、収納率の一層の向上が課題となっています。

また、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による減収も見込まれます。



市税に係る収納率の推移

(単位：百万円)



※1 一般会計と公営事業会計を除く特別会計を統合した地方の財政統計上、統一的に用いられる会計。各地方公共団体間の財政比較が可能となるように、この普通会計という共通の基準が設けられていますが、平成25年度以降、本市の普通会計の範囲は、一般会計と等しくなっています。

●普通会計歳出の状況

歳出の状況は、人件費については平成17年度から減少傾向でありましたが、平成27年度を境に臨時職員の処遇改善等により増加しており、扶助費については平成18年度と平成30年度を比較すると、国の社会保障施策の充実による子育てや高齢・福祉サービス費などにより増加しています。

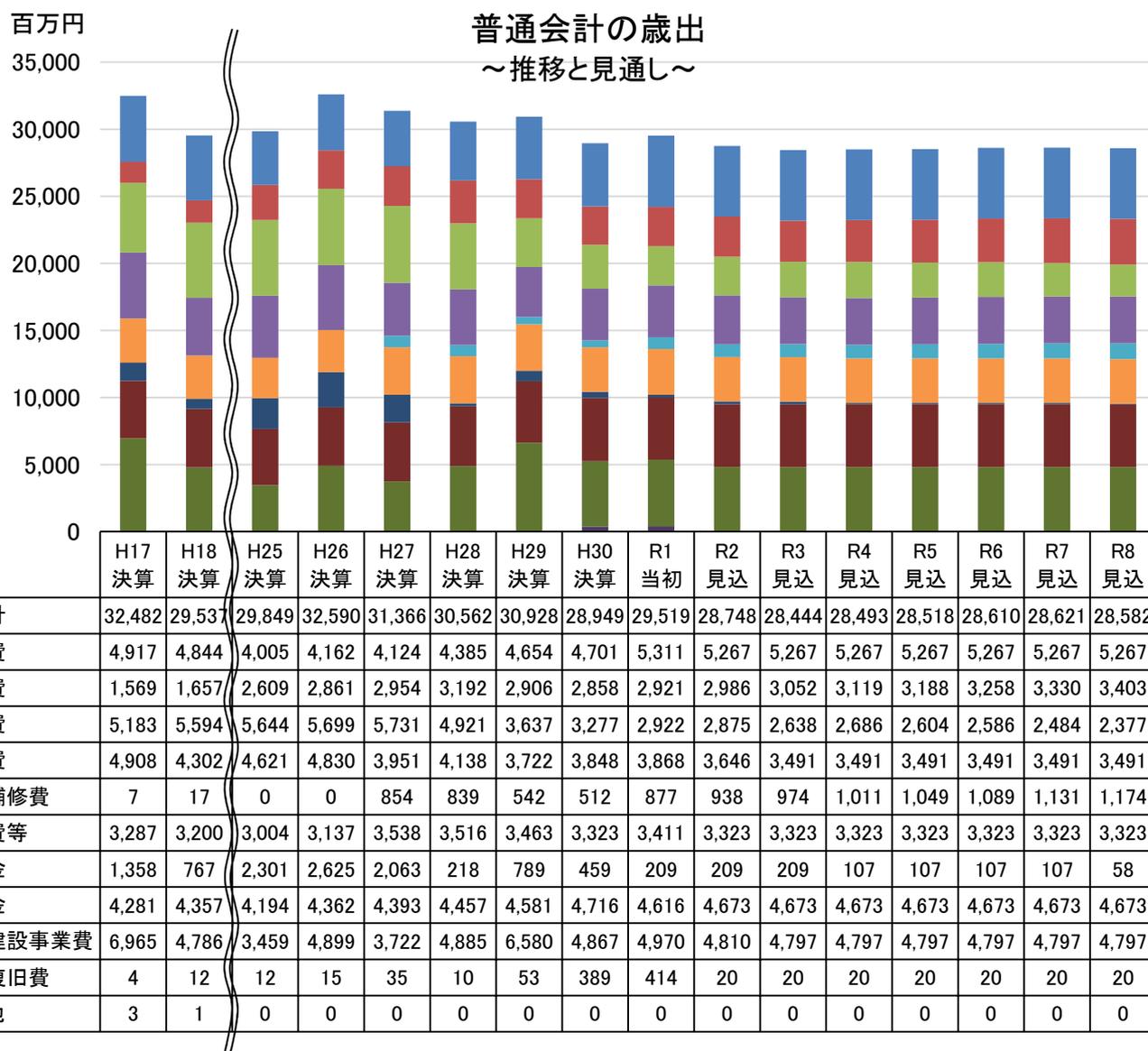
一方、公債費については、将来の負担軽減と財政の健全化を図るため、積極的な繰上償還を行った結果、通常償還額は減少傾向となっています。

また、普通建設事業費については、事業費の抑制に努めており、合併特例事業債などの財政措置の有利な財源を活用しながら、将来の市の発展に向け、計画的な整備を進めています。

積立金については、合併による普通交付税等の財政優遇措置を最大限活用する中で、これまでも長坂統合小学校や高根統合小学校の整備、庁舎整備をはじめ、市民の環境保全活動、芸術文化活動への支援や市債残高削減のための繰上償還などに活用しており、今後も次世代に負担を残さず、市民生活を豊かで便利にするための各種施策に活用できるよう、計画的に基金への積み立てを行っています。

しかし、今後は合併に伴う財政的な優遇措置が無くなることから、従来の規模での繰上償還や基金の積立は困難になっていきます。

また、公共施設及びインフラに関する維持・更新に係る経費の増大も見込まれる状況にあります。



- 人 件 費：職員の給与や議員・各種委員に対して支払われる報酬などです。
- 扶 助 費：市が生活保護法、児童保護法、老人福祉法などに基づき支給するお金です。
- 公 債 費：市が借り入れた地方債の元金や利子の償還などに使われるお金です。
- 物 件 費：消耗品費などの需用費や委託料など市が支払う消費的性質のお金です。
- 維持補修費：市が管理する公共用又は公用施設などを管理するために必要なお金です。
- 補 助 費 等：報償費、負担金、補助金などです。
- 積 立 金：基金等に積み立てるためのお金です。
- 繰 出 金：普通会計と特別会計または特別会計相互間において支出されるお金です。
- 普通建設費：道路、橋、公共施設などの新設、増設、改良事業費や事業用地の購入費などのお金です。
- 災害復旧費：自然現象や火事・爆発などによる災害の復旧に必要なお金です。

●基金残高の状況

財政調整基金は、平成18年度と平成30年度を比較すると約14億円、減債基金は約1億円、その他、合併特例事業債を財源とするまちづくり振興基金の約42億円等とそれぞれ大幅に増加しています。

普通会計の基金残高
～推移と見通し～



	H17 決算	H18 決算	H25 決算	H26 決算	H27 決算	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 当初	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
普通会計の 基金残高計	6,988	6,498	15,719	16,749	16,278	15,210	15,924	16,114	15,870	15,366	15,295	15,123	14,947	14,775	14,594	14,184
■財政調整基金	2,732	3,339	4,719	4,732	4,745	4,759	4,770	4,780	4,792	4,803	4,814	4,826	4,837	4,848	4,859	4,871
■減債基金	1,386	1,038	2,733	2,813	2,128	1,163	1,160	1,159	1,162	932	934	937	939	941	944	946
■公共施設整備基金	1,287	579	2,279	2,545	2,733	2,637	2,772	2,988	2,995	2,801	2,808	2,815	2,821	2,828	2,828	2,646
■庁舎建設基金	120	220	1,753	1,755	1,759	1,762	1,764	1,767	1,769	1,771	1,774	1,776	1,778	1,781	1,783	1,785
■まちづくり振興基金			3,472	4,144	4,145	4,146	4,193	4,225	4,080	3,936	3,791	3,647	3,502	3,358	3,213	3,069
■その他基金	1,463	1,322	763	760	768	743	1,265	1,195	1,072	1,123	1,174	1,122	1,070	1,019	967	867

●市債残高の状況

市債残高は、ピーク時の平成17年度末の約466億円から、平成30年度末には約233億円になり、およそ半分、約233億円減少しています。これは平成18年度以降、4次にわたる行財政改革アクションプランなどに基づき、市債発行の抑制、積極的な繰上償還の実施等を進めてきた成果です。

普通会計の市債残高 ～推移と見通し～

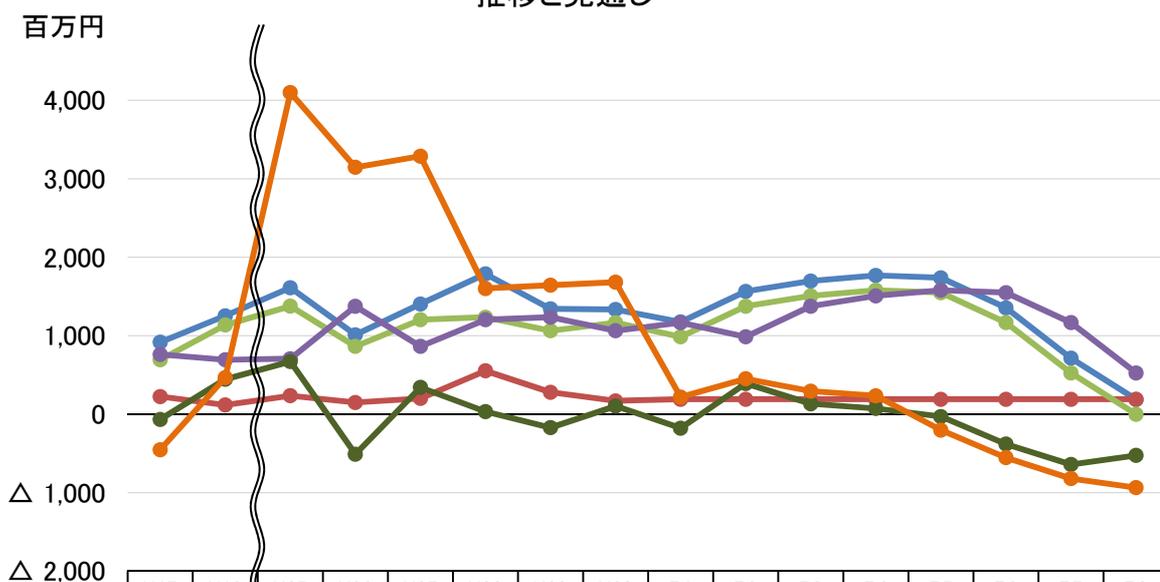


	H17 決算	H18 決算	H25 決算	H26 決算	H27 決算	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 当初	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
■市債残高(普通会計)	46,665	44,708	30,673	27,962	24,421	23,002	23,589	23,333	22,945	22,987	23,002	22,874	23,147	23,427	23,799	24,272

●普通会計の単年度収支等の状況

決算額と決算額に基づく推計から、財政の見通しでは、普通交付税の合併特例措置が終了する令和2年度においても実質単年度収支は黒字が維持されるものの、合併特例事業債の発行期限終了などの影響が大きく顕在化してくる令和5年度以降には、実質単年度収支がマイナスになるなど、財政状況が大幅に悪化する見込みです。

普通会計の単年度収支等
～推移と見通し～



	H17 決算	H18 決算	H25 決算	H26 決算	H27 決算	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 当初	R2 見込	R3 見込	R4 見込	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
①歳入歳出差引	916	1,253	1,611	1,011	1,403	1,787	1,341	1,333	1,174	1,564	1,696	1,768	1,737	1,355	713	187
②翌年度に繰り越すべき財源	223	117	235	148	200	552	278	168	189	189	189	189	189	189	189	189
③実質収支=①-②	692	1,136	1,376	863	1,203	1,235	1,063	1,165	985	1,375	1,507	1,579	1,548	1,166	524	△ 2
④前年度の実質収支	760	692	706	1,374	863	1,203	1,235	1,063	1,165	985	1,375	1,507	1,579	1,548	1,166	524
⑤単年度収支=③-④	△ 68	444	670	△ 511	340	32	△ 172	102	△ 180	390	132	72	△ 31	△ 382	△ 642	△ 526
⑥実質単年度収支	△ 454	466	4,098	3,146	3,287	1,601	1,642	1,681	217	450	292	233	△ 204	△ 555	△ 821	△ 937

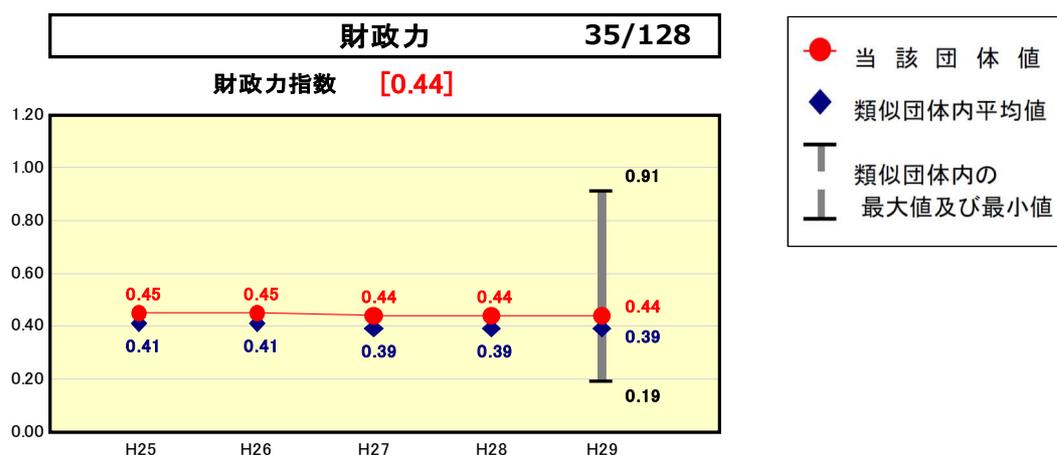
- ①歳入歳出差引：その年度の歳入総額から歳出総額を差し引いた額です。
- ②翌年度に繰り越すべき財源：継続費や繰越明許費にともなって翌年度に繰り越すべき一般財源です。
- ③実質収支 = ① - ②：本来その年度に属すべき歳入総額と歳出総額の差し引き額です。
- ④前年度の実質収支：その年度の前年度の実質収支額です。
- ⑤単年度収支 = ③ - ④：その年度中に発生した黒字又は赤字額です。計算する上で使われる歳入総額と歳出総額の中には、黒字要素である基金の積立額や繰上償還額、赤字要素である基金の取り崩しなどが含まれます。
- ⑥実質単年度収支：単年度収支に含まれる、黒字要素を加算し（貯金に当たる基金の積み立てや市債償還の前倒しに当たる繰上償還を行わなかったとして加える）、赤字要素を除外し（基金の取り崩しを行わなかったとして除く）、国から配分された臨時財政対策債（償還に必要な費用は、後年度の地方交付税で措置される）を全額借り入れたものとして計算した額です。その年度の財政的な余裕額を表しています。

●類似団体との比較

北杜市は、産業構造や人口規模に基づき、類似団体の市町村類型Ⅰ－Ⅰに分類されています。この類型団体は全国で128団体あり、県内では山梨市、韮崎市、甲州市が同じ類型に属しています。

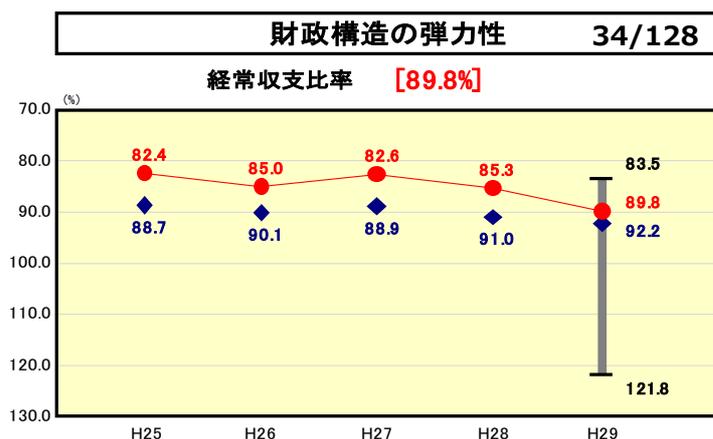
既に公表されている平成29年度決算に係る分析の内容は次のとおりです。

・財政比較分析表（普通会計決算）《出典：山梨県HP 平成29年度財政状況資料集》



財政力指数：地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数。標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表し、1を超える場合には、普通交付税の交付を受けないことになります。

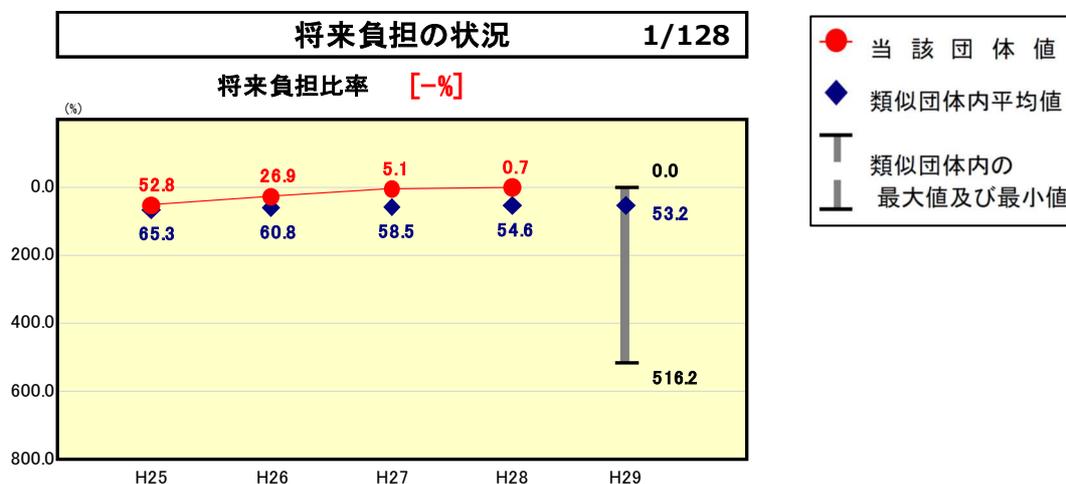
財政力：財政力指数0.44は、近年ほぼ横ばい傾向となっています。



経常収支比率：人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に、地方税、普通交付税などの経常的な収入が、どの程度の割合で使用されているかにより、財政構造の弾力性を判断する指標です。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示しています。

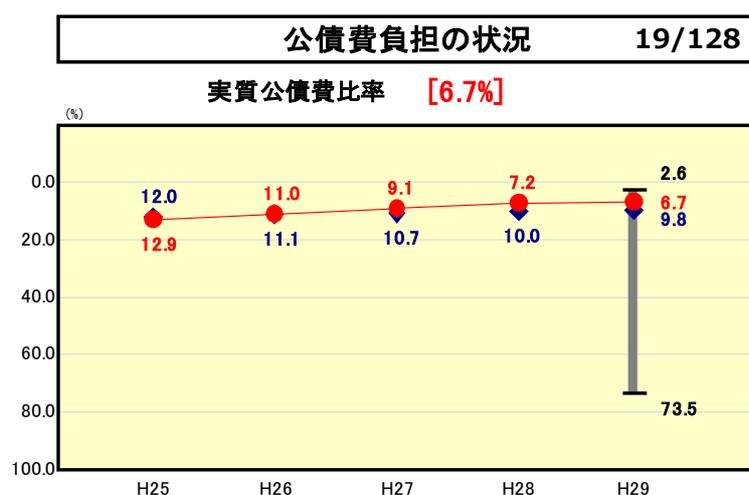
財政構造の弾力性：89.8%を示す経常収支比率は、これまで実施してきた市債の繰上償還などにより定時償還の元利償還金が減少しつつも、平成29年度の決算

から下水道事業への繰出基準に国の統一見解が示されたことから、平成29年度には、89.8%に上昇しています。指標が低いほど財政運営に弾力性があることを示しており、類似団体の平均値である92.2%より低くなっています。



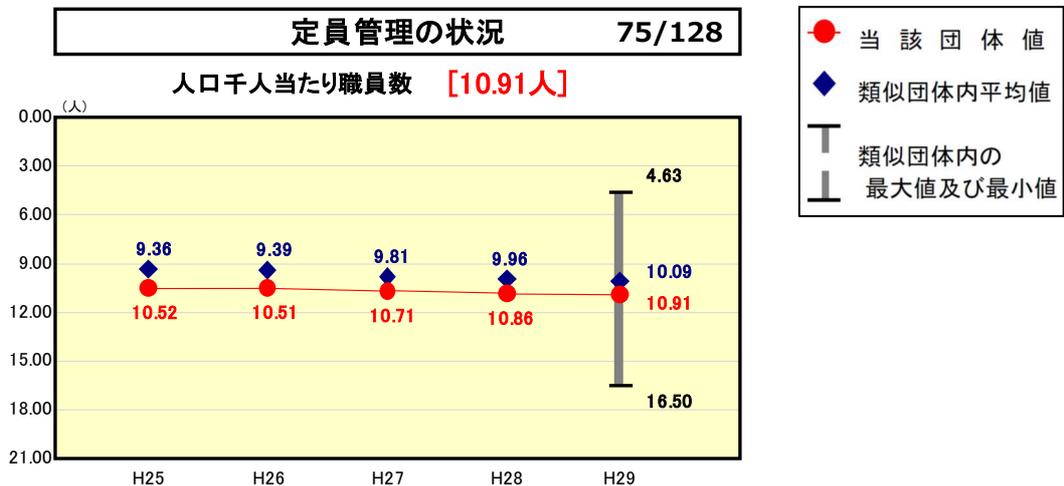
将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（公営企業や公社等を含めた、地方債や退職手当などの将来支払う可能性があるもの）の、標準財政規模に対する比率です。

将来負担比率：「算定されず」は、市債の繰上償還などによる市債残高の減少により、将来負担額が一般財源総額の1年分であることを意味する100%を大きく下回る水準となっており、平成29年度からは算出がされなくなるなど、大幅に改善されました。

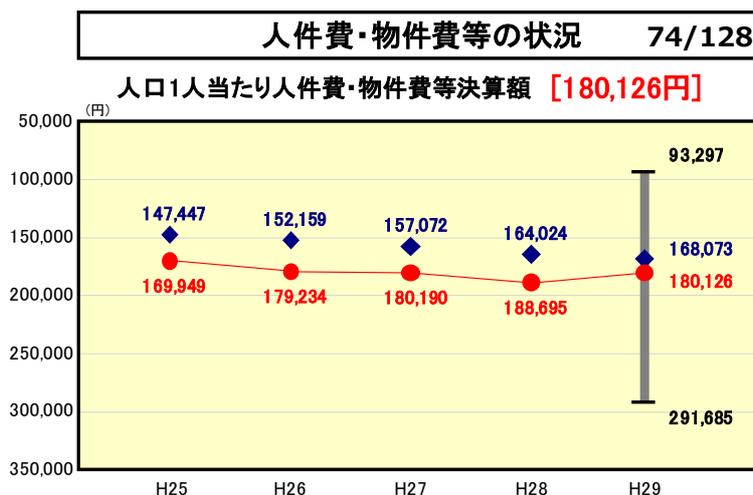


実質公債費比率：一般会計等が負担する公債費（借入金の返済額）や公営企業会計への繰出金などのうち公債費に相当するものを含めた額の、標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で見込まれる一般財源の規模）に対する割合の3か年平均の比率です。

実質公債費比率：6.7%は、これまで実施してきた市債の繰上償還などにより定時償還の元利償還金が減少したことなどから、平成23年度以降は、起債に当たり県の許可が必要となる18%の基準を下回っており、平成29年度には6.7%と大幅に改善されました。



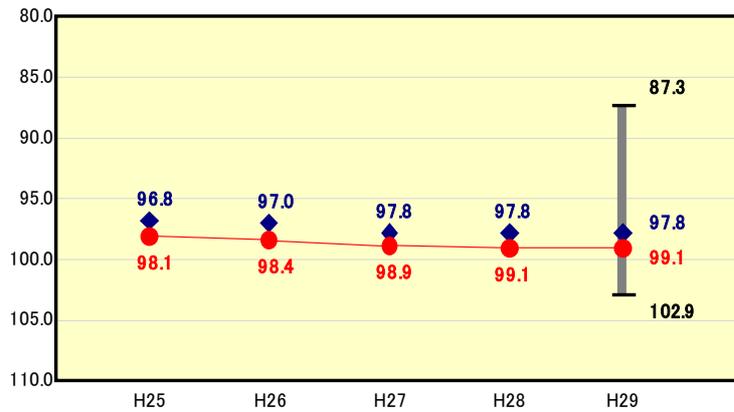
人口千人当たり職員数：10.91人は、128団体中75位と職員数が多い傾向ですが、山梨県内最大の面積を有し、総合支所8か所、出張所1か所、教育センター4か所、上下水道センター1か所の出先機関があること、また、市立保育園15園、市立高校1校を設置している地域特性を考慮する必要があります。



人口1人当たり人件費・物件費等決算額：180,126円は、職員数と関連して類似団体の平均値より多くなっています。

給与水準（国との比較） 95/128

ラスパイレス指数 [99.1]



- 当該団体値
- ◆ 類似団体内平均値
- ┆ 類似団体内の最大値及び最小値

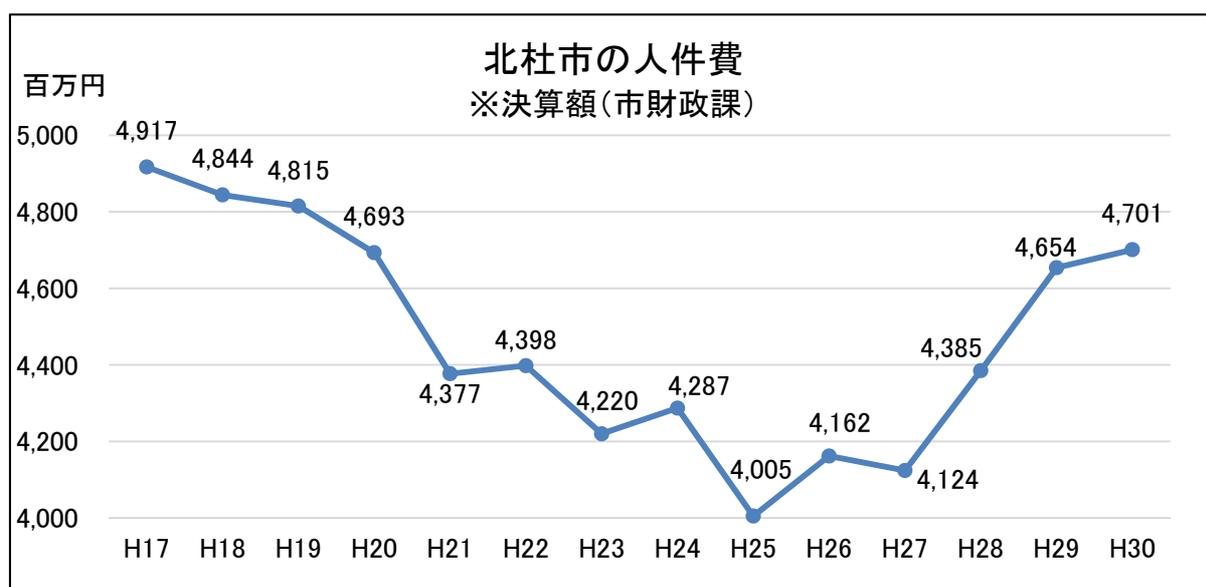
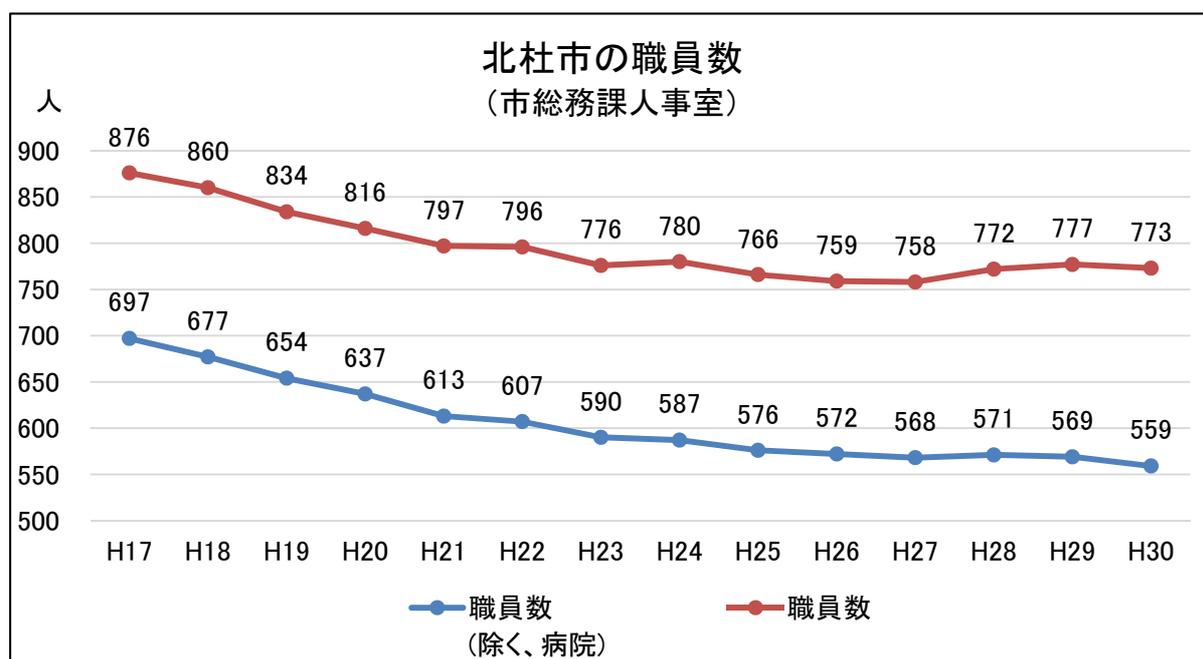
ラスパイレス指数：国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示した指数です。

ラスパイレス指数：99.1については、平成25年度に98.1であったものが、平成29年度には99.1となっています。

3 職員定員管理及び総人件費の現状

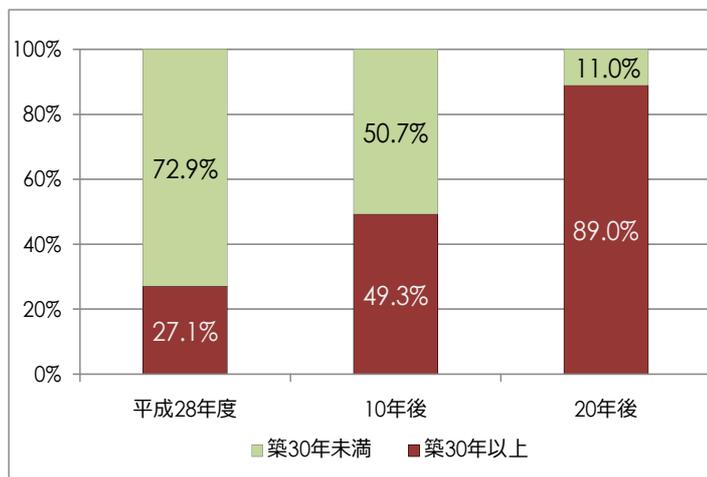
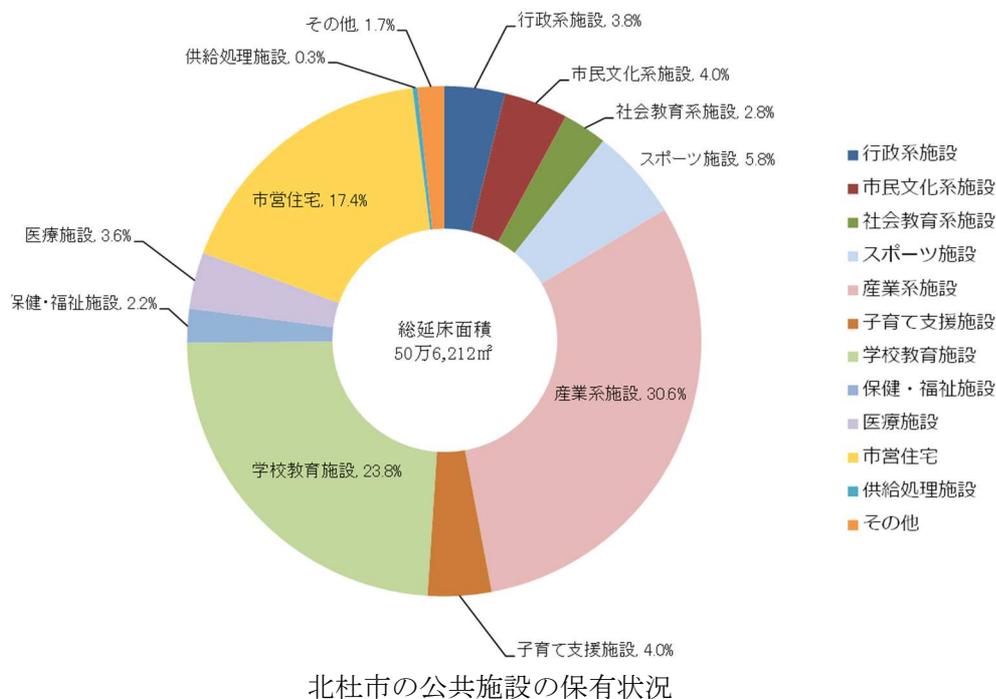
北杜市の職員数については、平成 17 年度に 876 人（病院を除き 697 人）であったものが、平成 30 年度には 773 人（病院を除き 559 人）となっています。

北杜市の人件費については、決算額ベースで、平成 17 年度に 49 億 1 千 7 百万円であったものが、平成 30 年度には 47 億 1 百万円となっています。平成 27 年度から平成 30 年度での人件費の増加には、退職手当特別負担金の増額や臨時職員の処遇改善が主な要因となっています。



4 公共施設の状況

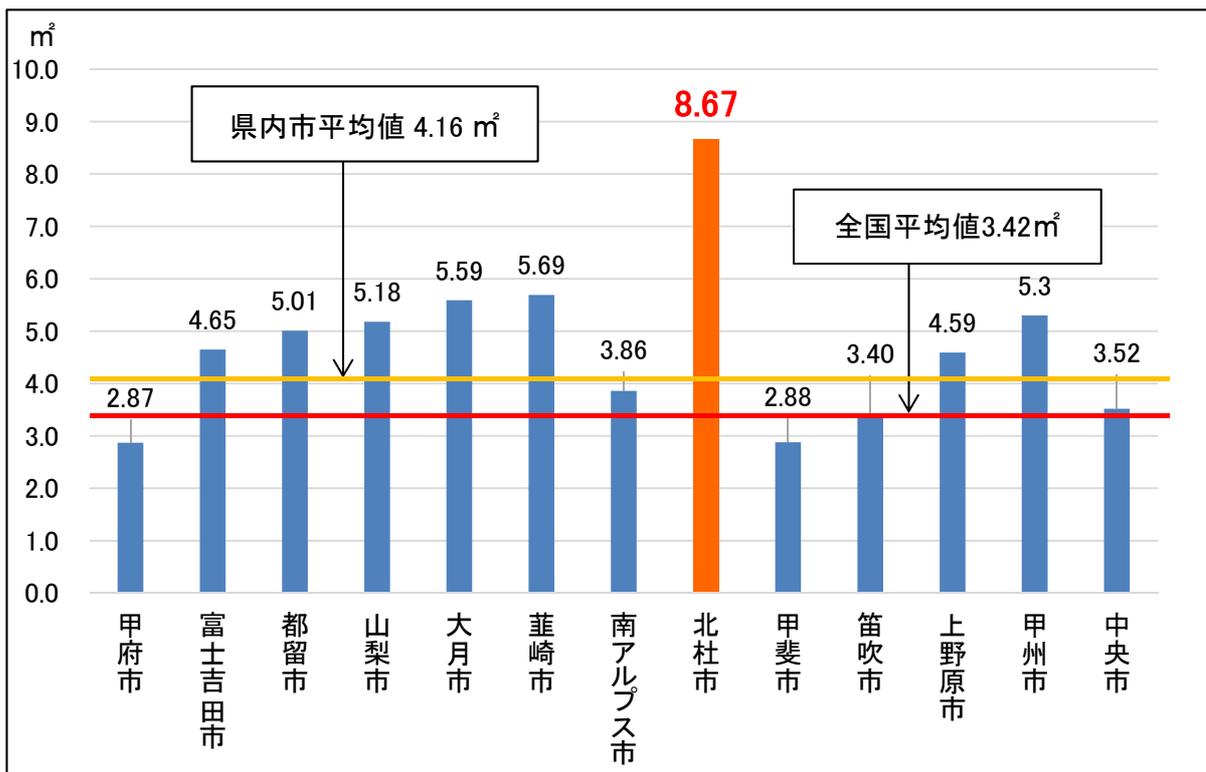
本市の公共施設の多くは、平成8年から合併直前の平成16年にかけて集中的に整備されており、他の多くの自治体が公共施設の老朽化に直面している中、比較的新しい建物を多く有していることが本市の特徴といえます。



一般的に大規模改修の目安となる築30年以上経過した施設の延床面積の割合は、現時点では全体の27.1%です。仮に平成28年度末現在の延床面積をそのまま保持した場合、これが10年後には49.3%、20年後には89.0%となり、今後急速に老朽化が進行することが見込まれます。

保有している公共施設は、平成 28 年度末で 361 施設あり、延床面積は 506,212 m²となっています。延床面積の内訳は、産業系施設が全体の 30.6%を占め、次いで学校教育施設が 23.8%、市営住宅の 17.4%の順に多くなっており、この 3 分類で全体の 7 割以上を占めています。

市民 1 人当たりの行政財産（建物）は、8.67 m²であり、県内市平均（4.16 m²）と比べ約 2.1 倍という状況です。



県内各市における住民一人当たりの公共施設延床面積

これらの公共施設を全て更新した場合の向こう 30 年間の更新費用を推計しますと約 1,117 億円であり、1 年当たり約 37.2 億円の経費が必要となります。この 37.2 億円は、直近 5 年間の年平均値である 11.1 億円（実績値）の約 3.4 倍に相当し、1 年あたり約 26 億円が不足することから、全ての施設を今後とも更新・維持していくことは難しい状況です。

5 市民等との協働の必要性

行政サービスについては、その量的な増大と質的な多様化が顕著であり、引き続き少子高齢化や核家族化等に伴い各種サービスがさらに拡大する局面において、公共サービスは専ら行政が提供するという形を続けることは、量的にも質的にも限界があり、豊かな公共サービスの提供を確保していくためには、市民や企業との協働が行政改革の重要な課題となっています。

令和元年6月に実施した北杜市市民アンケート調査においても、「降雪時における道路の除雪作業」が重要度ランキングで1位になったほか、今後のまちづくりにおいて「医療・介護・福祉分野での連携強化」や「交通インフラの整備や公共交通機関の地域間連携」などを重要とする回答が多く寄せられており、市民・家庭・企業・行政が一致協力した地域ぐるみの連携が求められています。あらゆる分野においてお互いに助け合う相互扶助の意識を醸成し、地域全体で福祉、防災、子育て、教育など様々な問題を一つずつ解決していくことが重要です。

第5 改革の基本理念と基本目標

改革の基本理念は、第1次北杜市行政改革大綱から引き続き、「財政基盤の強化、組織や事務の簡素効率化」、「市民と行政の役割分担の明確化」とし、基本理念に基づいた、3つの基本目標を以下の理由に基づき定めます。

I. 財政の健全化

市財政については、これまでの健全化策を通じて大きな成果が得られている一方で、今後の中・長期見通しにおいては、令和5年度以降に実質単年度収支がマイナスに転ずるとされていることから、財政の健全化を基本目標とします。

II. 市民や企業等との協働と豊かな行政サービスの創出

これまでの行財政運営効率化の成果や公共サービスの量的な増大と質的な変化を踏まえ、今後もさらに、少子高齢化や核家族化等の進展に伴い公共サービスの範囲拡大が予測されることから、行政だけでなく、市民や企業等と協働する中で、市民ニーズに応じた豊かな公共サービスを創造していくことを特に重要な基本目標とします。

III. 効率的で活力のある市役所

健全な財政状況を確保する中、市民ニーズに応じた豊かな公共サービスを提供するため、業務を効率化するとともに、知識やノウハウを持ち意欲に溢れた人材^{※1}が育つ活力ある市役所づくりを基本目標とします。

※1 業務遂行能力が高く、さらなる成長も期待でき、組織として財産となる人材を言う。

第6 改革を推進する重点項目と取組項目

3つの基本目標に基づき、社会情勢の変化や新たな行政課題に対応するため、5つの重点項目とそれに対応する取組項目を定めて全庁的に行財政改革に取り組みます。

1. 財政基盤の強化

少子高齢化による社会保障費の増加、人口減少による税収の減少、老朽化に伴う公共施設の維持管理費の増大などの新たな財政課題へ対応するためには、財政基盤の強化を最優先に進める必要があります。

継続した行政サービスを提供するため、経常収支比率を抑制しながら、より効果的な予算配分を行うなど、弾力性のある財政運営を目指すため、歳出の抑制、適正な市債発行、自主財源の確保などに努めます。

●取組項目

①歳出の抑制と弾力性の確保

- ・公共事業費等の抑制を図りながら、経常収支比率^{※1}を健全に保ち、重要な施策に弾力的に予算配分を行える財政運営を目指します。

※1 経常収支比率：人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に、地方税、普通交付税などの経常的な収入が、どの程度の割合で使用されているかにより、財政構造の弾力性を判断する指標です。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示しています。

②適正な市債発行

- ・普通会計の市債残高は4次にわたる行財政改革アクションプランなどに基づき、市債発行の抑制、積極的な繰上償還の実施等を進めてきた成果により減少しておりますが、上下水道事業の市債残高を合わせると、依然として高い水準にあります。そのため、公共事業の抑制や特定財源の確保を図るとともに、必要な事業の選択と集中化を図り、市債発行額（臨時財政対策債^{※2}を除く）の抑制に努めます。

※2 国が本来地方交付税として配分すべき財源が不足した場合に、地方公共団体に地方債という形で立て替えさせ、後年度、元利償還金の全額を地方交付税で補てんする仕組みです。

③自主財源の確保

- ・健全な市財政の確立と負担の公平性の観点から、市税等の収納率の向上と市全体の債権管理機能の強化に努めます。また、収納率向上や納税者の

利便性を図るため、個人市・県民税の特別徴収の実施や新たな収納方法による納付環境の整備を推進します。

- ・ふるさと納税、協力金制度、市有財産の売却、広告掲載等により自主財源の確保に努めます。

④公営企業の経営改善

- ・一般会計同様に施設や管渠等インフラの老朽化対策や、人口減少に伴うサービス需要の減少への対応など、今後の地方公営企業を取り巻く経営環境が厳しい状況であることから、一般会計からの繰出金のあり方を検討する中で、中・長期的な視点に立ち、経営の効率化・健全化に取り組みます。

2. 市民・企業等との連携・協働

高齢化に伴い、地域公共交通網の整備や災害弱者対策等の重要性が増していることや、核家族化に伴い、ひきこもりや放課後児童に関する対策等が新たに求められている中、これらの課題に、よりきめ細やかに対応した公共サービスを確保するため、市民、企業、団体等が有する技術やノウハウを積極的に活用していきます。

また、各公共施設についても、民間手法をより効果的に活用し、コストの削減とサービスの向上に取り組みます。

●取組項目

①市民・企業との協働

- ・企業等や産婦人科等を積極的に誘致することで、企業等と協働するまちづくりを推進します。
- ・市民団体等が自主・自発的に行うまちづくりに役立つ公益的な事業に対し、制度の主旨を尊重しつつ、事業経費の一部を助成することにより、市民等のまちづくりへの積極的な参加を推進します。
- ・家庭ごみ適正処理を通じた減量化、生活に必要な地域公共交通、長期化・高齢化するひきこもり当事者及びその家族の回復支援、自然災害への対策意識や役割意識の向上、子どもたちがスポーツを通じて健全に育つ環境づくり、児童・生徒の学習支援について、市民や企業の皆さまの意見や提案を積極的に取り入れ、市民やNPO、各種団体と一緒に充実したまちづく

りを進めます。

②民間手法の活用

- ・限られた財源の中で、豊かな公共サービスを提供するために、民間企業等の手法を生かし、経費の削減とサービスの向上を図ります。

3. 豊かな市民生活を支える行政サービス

より便利で快適なサービスを提供できるよう、窓口サービス等の充実に取り組み、市民の立場に立った体制づくりを行います。

●取組項目

①窓口サービス等の充実

- ・移住定住・しごと相談窓口の休日開庁や申請書類の簡素化の推進、窓口専用タブレット型端末の導入により市民の利便性を高めます。

②公共施設サービスの見直し

- ・二つの市立病院で、市民ニーズに応じた医療サービスを引き続き提供していくために必要な体制づくりを行います。
- ・公共施設の最適な配置や市民サービスのあり方を、市民と協働で見直すことで住みやすく生き生きと暮らせる市を推進します。

4. 効率的な行政基盤

市民ニーズが複雑化・多様化する中、より効率的な行政運営を行うための基盤整備や最新の情報技術を業務に利用することで、充実した行政運営を目指します。

●取組項目

①効率的な行政運営体制の確立

- ・効率的な行政運営を推進するため、行政組織や総合支所等のあり方を検討するとともに、期日前投票所の整理統合等、業務量の削減や事務事業の改善を進めます。

②電子自治体の推進

- ・自治体クラウド導入に向け、電子自治体の推進に関する研究会等を通じ、共同利用等の調査研究を行います。
- ・効率的で正確な業務を進めるため、ICT^{※3}やAI^{※4}、RPA^{※5}等の最新情報技術を利用した業務の自動化システムの検討・導入に取り組みます。

- ※3 Information and Communication Technology「情報通信技術」の略。IT技術の総称であり、特に公共サービスの分野において使われる用語です。IT とほぼ同義の意味を持ちますが、コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合は ICT と区別して用いる場合もあります。また、IT は経済の分野で使われることが多く、ICT は主に公共事業の分野で使われることが多いです。国際的には ICT が用いられます。
- ※4 Artificial Intelligence「人工知能」の略。人のような知的な情報処理を実現するソフトウェア（プログラム）のことを言います。
- ※5 Robotic Process Automation「ロボットによる業務自動化」の略。ルールエンジンや AI、機械学習などの認知技術を取り入れたロボットを利用して業務の自動化や効率化を図る取り組み全般を指します。

5. 活力のある職場環境

限られた職員で効果的な行政運営を進めるため、働きやすい職場環境の整備に努めるとともに、研修等を通じ資質向上を図り、職員一人ひとりが主体的に業務に取り組み、積極的に地域づくりに貢献できるよう人財育成などに取り組みます。

●取組項目

①働きやすい職場環境

- ・仕事と子育ての両立を図り、次世代育成支援や女性活躍支援を推進する「特定事業主行動計画」の推進や職員提案制度、職員が相談するための体制整備により、働きやすい職場環境を目指します。

②人財育成の充実

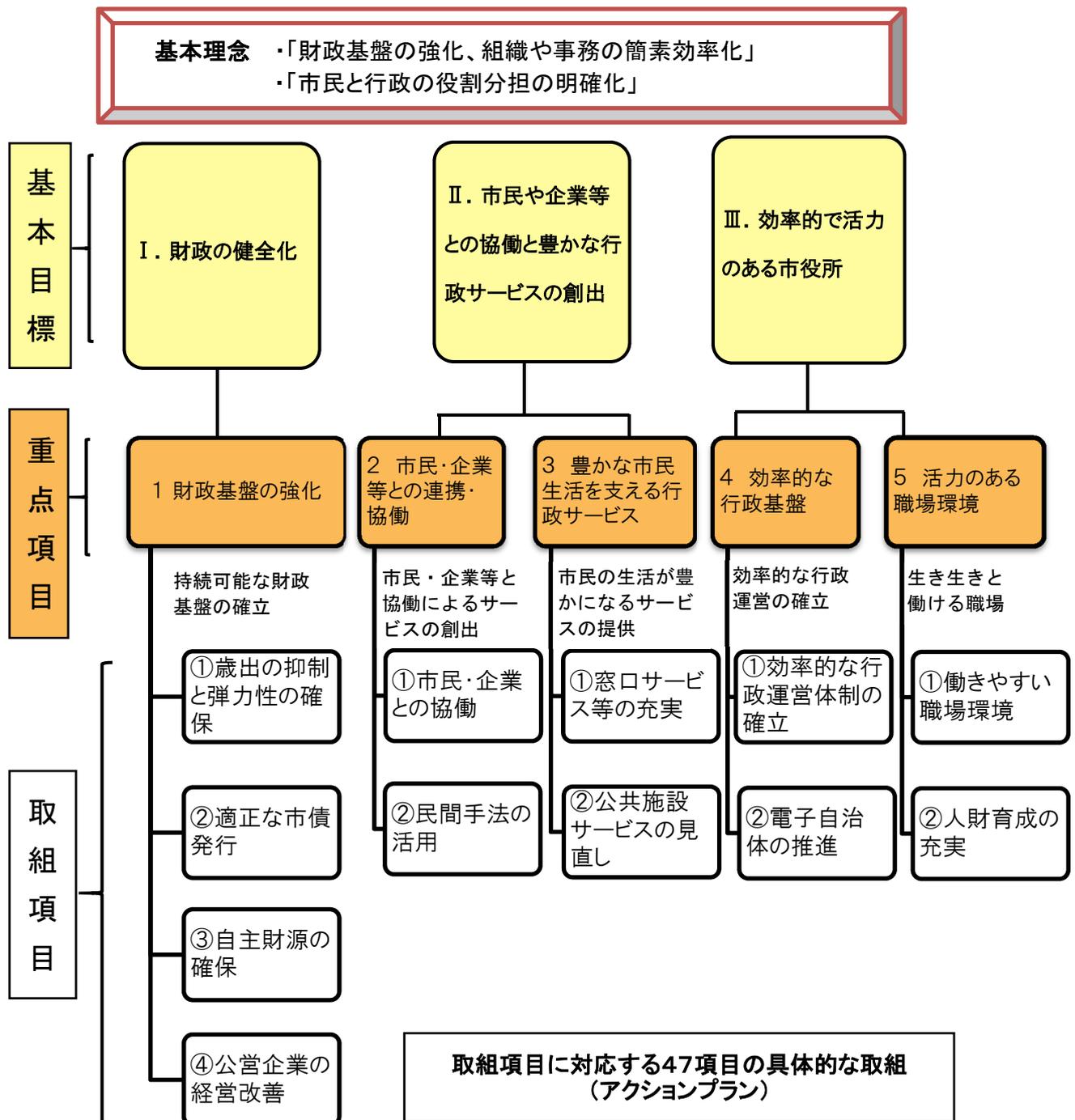
- ・個々の職員に課題を解決する高い能力が求められている中、職員研修や人事交流を推進し、職員の能力向上や意識改革に取り組みます。また、人事評価制度によって職員自らが業務への目標設定を行い、達成度などの業績や能力を客観的に評価することで、職員の能力開発、人財育成を行い、組織の活性化を図ります。

第7 第5次北杜市行財政改革大綱

アクションプランの取り組み

第5次北杜市行財政改革大綱アクションプランは、5つの重点項目を達成するための実施計画です。最小の経費で最大の効果を上げられるような取り組みを目指しており、行財政改革の「具体的な取組項目」として全庁的に取り組みます。

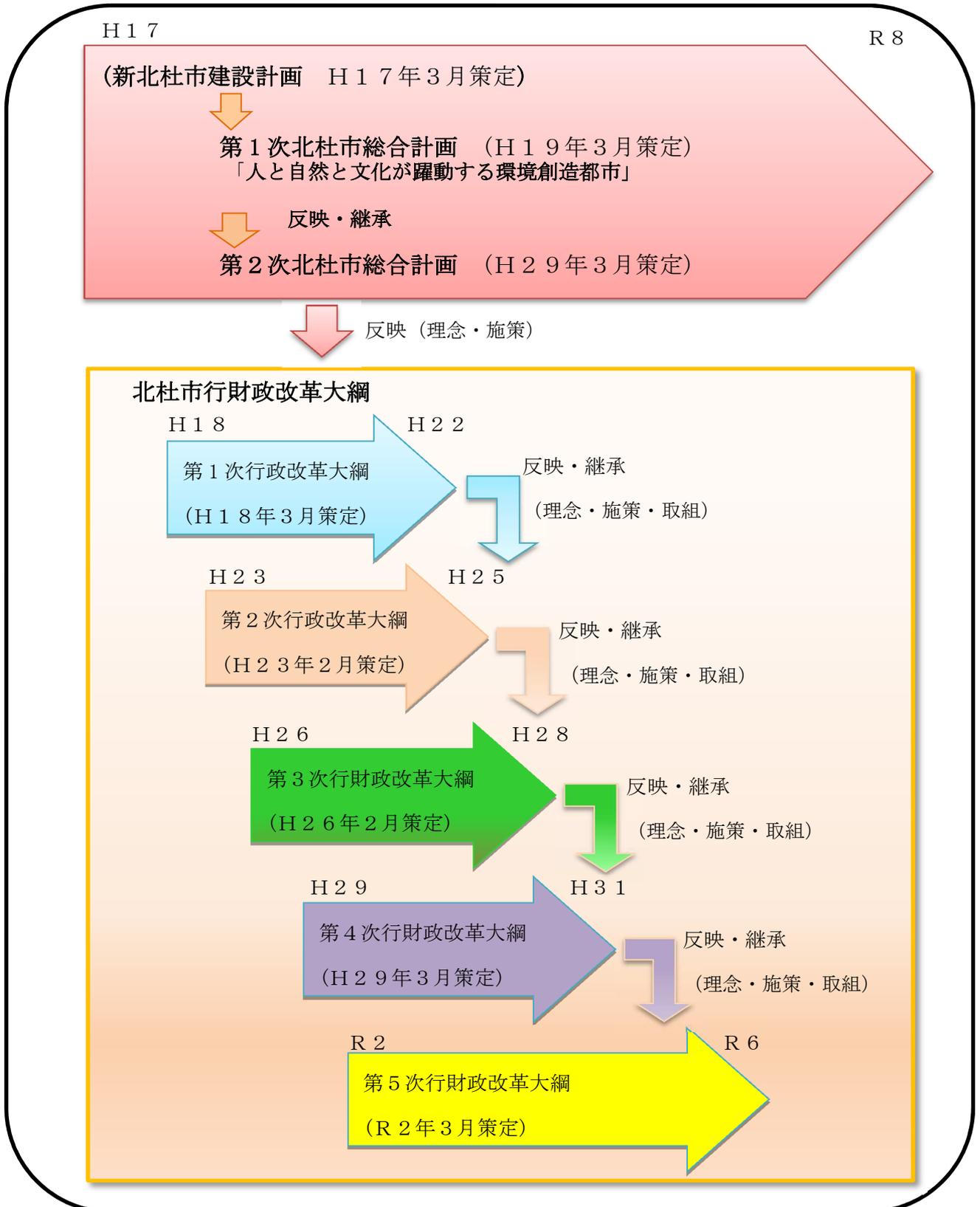
1 第5次北杜市行財政改革大綱の体系図



2 実施期間

実施期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とすることとします。

●総合計画と行財政改革大綱の位置づけ



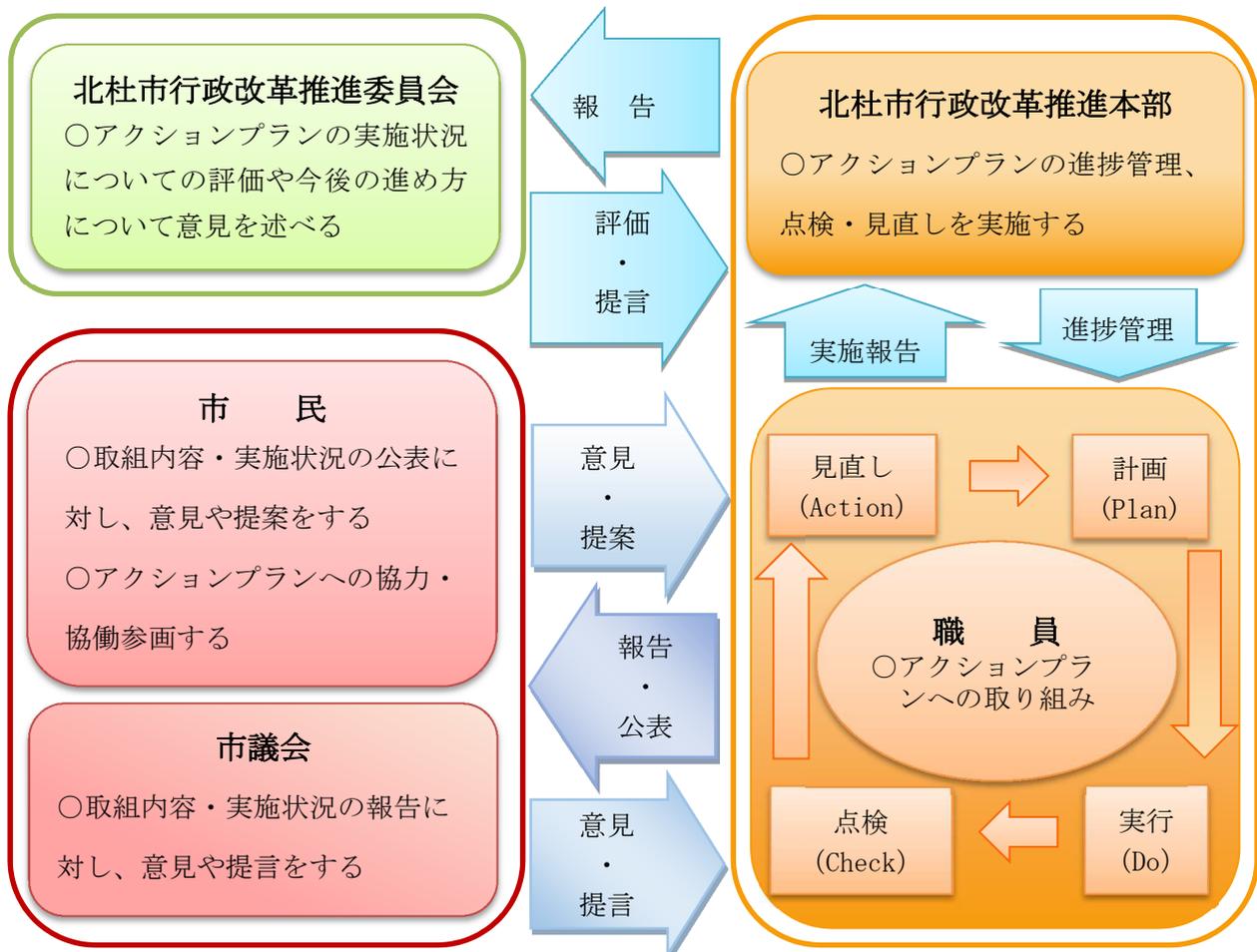
3 推進体制

内部の推進体制において、所管課は、実施年度ごとに実施計画を定めP D C A サイクルに基づいた見直しを毎年度行い、目標達成を目指します。庁内組織である「北杜市行政改革推進本部」においては、進捗管理を行い、毎年度の進捗状況や法改正、社会経済情勢等の外的要因に柔軟に対応した取組項目の修正、追加、指標（数値目標）の時点更新等を随時行います。また、各取組項目については、スピード感を持って実施することとし、第2次から第4次行財政改革大綱の計画期間が3年であることを踏まえ、令和4年度を中間目標年度に設定する中、目標の再設定や取組内容の精査を行い、令和6年度までの着実な実施を目指します。

外部の視点から適正な進捗管理を図るべく、諮問機関である「北杜市行政改革推進委員会」において進捗状況のチェック及び評価・提言をいただきながら行財政改革大綱アクションプランの着実な推進を図ります。

毎年度の取組状況は、市議会に報告し、市ホームページを通じて市民の皆さんに公表してまいります。

●第5次北杜市行財政改革大綱アクションプランの推進体制



第8 第5次北杜市行財政改革大綱アクションプラン

基本目標	重点項目	取組項目	具体的な取組(アクションプラン)
Ⅰ 財政の健全化	1 財政基盤の強化	①歳出の抑制と弾力性の確保	1 経常収支比率の適正水準維持
			2 公共事業費の抑制
			3 人件費の抑制
		②適正な市債発行	4 市債発行の適正管理
			③自主財源の確保
		6 滞納処分の実施	
		7 私債権管理の推進	
		8 債権徴収マニュアルの整備	
		9 個人市・県民税の特別徴収の推進	
		10 新たな収納方法の検討・導入	
		11 「ふるさと納税」制度の推進	
		12 「環境保全協力金」制度の推進	
		13 「芸術文化スポーツ振興基金」制度の推進	
		14 市有財産の有効活用と売却等の推進	
		15 広報紙・ホームページへの広告掲載	
		16 封筒への広告掲載	
		17 雑誌スポンサー制度の推進	
		④公営企業の経営改善	18 病院、診療所の経営改善
			19 上下水道事業の経営改善計画の推進
Ⅱ 市民や企業等との協働と豊かな行政サービスの創出	2 市民・企業等との連携・協働	①市民・企業との協働	20 企業等誘致の推進
			21 子どもを産み育てる環境の整備
			22 環境保全基金の活用
			23 芸術文化スポーツ振興基金の活用
			24 家庭ごみ適正処理の推進
			25 地域公共交通網形成計画の推進
			26 ひきこもり当事者の居場所づくり
			27 市民・企業と連携したまちづくりの推進
			28 減災力の強いまちづくりの推進
			29 スポーツ少年団指導者への支援の推進
	30 学習応援事業「はくと学び舎」の推進		
	②民間手法の活用	31 指定管理者制度の適正な運用	
		3 豊かな市民生活を支える行政サービス	①窓口サービス等の充実
	33 申請書類の簡素化の推進		
	34 窓口専用タブレット型端末の導入		
②公共施設サービスの見直し	35 医療サービスの充実		
	36 公共施設等マネジメントの推進		
Ⅲ 効率的で活力のある市役所	4 効率的な行政基盤	①効率的な行政運営体制の確立	37 行政組織の見直し
			38 選挙における期日前投票所の整理統合
			39 各部局等業務量の削減
			40 行政評価に基づく事務事業の改善
		②電子自治体の推進	41 自治体クラウドの推進
			42 ICT・AI・RPA等の活用の推進
	5 活力のある職場環境	①働きやすい職場環境	43 職員提案制度の推進
			44 特定事業主行動計画の推進
			45 窓口対応等相談体制の整備
		②人財育成の充実	46 人事評価制度の推進
			47 人財育成の充実

具体的な取組 (アクションプラン)	所管課	具体的な取組の概要と取組指標 ※すべての指標は令和4年度までの3年間の指標とし、中間見直しを行います	新・ リ・ 終	2016年度 (H28年度)		2017年度 (H29年度)		2018年度 (H30年度)		2019年度 (R1年度)	
				活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲
1 経常収支比率の適正水準維持	財政課	財政の弾力性をより確かなものとするため、地方自治体の財政の弾力性を示す指標である経常収支比率について、適正な水準を維持します。 ※経常収支比率＝経常経費充当一般財源÷経常一般財源総額×100 <行革大綱指標>毎年度、経常収支比率を直近の類似団体以下とする。	新	○経常収支比率 85.3 (類似団体 91.0)		○経常収支比率 89.8 (類似団体 92.2)					
2 公共事業費の抑制	財政課	平成29年度性質別歳出決算の住民一人当たりコストのうち、類似団体平均比で高い普通建設事業費について、予算編成時の検討をより慎重に行い、その抑制を図ります。 ※北杜市＝138,289円(類似団体内平均値88,968円) <行革大綱指標>毎年度、主要な政策的事業を除く公共事業費が、令和元年度を上回らない額とする。■令和元年度の一般会計当初予算の額993,158千円		○公共事業費 1,077,683千円		○公共事業費 1,020,742千円		○公共事業費 1,044,393千円			
3 人件費の抑制	人事課	令和2年度から導入される会計年度任用職員制度に伴い人件費の増額が予測される中、人件費を抑制するために、特定事業主行動計画に基づき、各課で事務の簡素合理化などを推進することにより時間外勤務手当での抑制を図ります。 <行革大綱指標>毎年度、時間外勤務手当が、平成30年度の決算額を上回らない額とする。		○時間外勤務手当 119,272千円		○時間外勤務手当 139,502千円		○時間外勤務手当 155,745千円			
4 市債発行の適正管理	財政課	市債残高の削減のため、公共事業の縮減や特定財源の確保を図るとともに、必要な事業の選択と集中化を図り、市債発行額(臨時財政対策債を除く)の抑制を図ります。 <行革大綱指標>毎年度、市債の発行額(臨時財政対策債を除く)を各年度元金償還額の範囲内とする。		○市債発行額 6,282,800千円 ○元金償還額 6,483,091千円		○市債発行額 3,213,200千円 ○元金償還額 5,666,269千円		○市債発行額 3,363,900千円 ○元金償還額 5,444,363千円			
5 ① 市税・料金等の収納率の向上(市税)	収納課	財政の健全化を図るとともに、負担の公平性を確保するため、各部署が連携し、市税・国保税・各種料金等に係る収納率の向上を図ります。 <行革大綱指標>令和4年度までに、現年分収納率を99.0%にする。毎年度、滞納繰越分調定額が平成30年度を上回らない額とする。		○収納率 98.6% (過去3年間の平均 収納率 98.2%)		○収納率 98.8% (過去3年間の平均 収納率 98.3%)		○収納率 99.1% (過去3年間の平均 収納率 98.5%)		(過去3年間の平均 収納率 98.8%)	
5 ② 市税・料金等の収納率の向上(国民健康保険税)	市民課	財政の健全化を図るとともに、負担の公平性を確保するため、各部署が連携し、市税・国保税・各種料金等に係る収納率の向上を図ります。 <行革大綱指標>令和4年度までに、現年分収納率を97.0%にする。毎年度、滞納繰越分調定額が平成30年度を上回らない額とする。		○収納率 96.0% (過去3年間の平均 収納率 94.9%)		○収納率 96.8% (過去3年間の平均 収納率 95.5%)		○収納率 97.1% (過去3年間の平均 収納率 96.1%)		(過去3年間の平均 収納率 96.6%)	
5 ③ 市税・料金等の収納率の向上(後期高齢者医療保険料)	市民課	財政の健全化を図るとともに、負担の公平性を確保するため、各部署が連携し、市税・国保税・各種料金等に係る収納率の向上を図ります。 <行革大綱指標>令和4年度までに、現年分収納率を99.6%を維持する。毎年度、滞納繰越分調定額が平成30年度を上回らない額とする。		○収納率 99.7% (過去3年間の平均 収納率 99.5%)		○収納率 99.5% (過去3年間の平均 収納率 99.6%)		○収納率 99.7% (過去3年間の平均 収納率 99.5%)		(過去3年間の平均 収納率 99.6%)	
5 ④ 市税・料金等の収納率の向上(介護保険料)	介護支援課	財政の健全化を図るとともに、負担の公平性を確保するため、各部署が連携し、市税・国保税・各種料金等に係る収納率の向上を図ります。 <行革大綱指標>令和4年度までに、現年分収納率を99.5%にする。毎年度、滞納繰越分調定額が平成30年度を上回らない額とする。		○収納率 99.3% (過去3年間の平均 収納率 99.2%)		○収納率 99.4% (過去3年間の平均 収納率 99.2%)		○収納率 99.7% (過去3年間の平均 収納率 99.3%)		(過去3年間の平均 収納率 99.4%)	

※新＝第5次で新規に取り組むアクションプラン

具体的な取組 (アクションプラン)	所管課	具体的な取組の概要と取組指標 ※すべての指標は令和4年度までの3年間の指標とし、中間見直しを行います	新・ リ・ 終	2016年度 (H28年度)		2017年度 (H29年度)		2018年度 (H30年度)		2019年度 (R1年度)	
				活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲
5 ⑤ 市税・料金等の 収納率の向上 (保育料)	子育て応援課	財政の健全化を図るとともに、負担の公平性を確保するため、各部署が連携し、市税・国保税・各種料金等に係る収納率の向上を図ります。 ＜行革大綱指標＞令和4年度までに、現年分収納率を99.3%を維持する。毎年度、滞納繰越分調定額が平成30年度を上回らない額とする。		○収納率 99.5% (過去3年間の平均 収納率 98.7%)		○収納率 98.9% (過去3年間の平均 収納率 99.0%)		○収納率 99.5% (過去3年間の平均 収納率 99.1%)		○収納率 99.3% (過去3年間の平均 収納率 99.3%)	
5 ⑥ 市税・料金等の 収納率の向上 (水道使用料)	上下水道 総務課	財政の健全化を図るとともに、負担の公平性を確保するため、各部署が連携し、市税・国保税・各種料金等に係る収納率の向上を図ります。 ＜行革大綱指標＞令和4年度までに、現年分収納率を99.2%にする。毎年度、滞納繰越分調定額が平成30年度を上回らない額とする。		○収納率 98.6% (過去3年間の平均 収納率 98.3%)		○収納率 99.1% (過去3年間の平均 収納率 98.4%)		○収納率 99.2% (過去3年間の平均 収納率 98.7%)		○収納率 98.9% (過去3年間の平均 収納率 98.9%)	
5 ⑦ 市税・料金等の 収納率の向上 (下水道使用料)	上下水道 総務課	財政の健全化を図るとともに、負担の公平性を確保するため、各部署が連携し、市税・国保税・各種料金等に係る収納率の向上を図ります。 ＜行革大綱指標＞令和4年度までに、現年分収納率を99.4%にする。毎年度、滞納繰越分調定額が平成30年度を上回らない額とする。		○収納率 99.5% (過去3年間の平均 収納率 98.3%)		○収納率 98.9% (過去3年間の平均 収納率 98.5%)		○収納率 99.7% (過去3年間の平均 収納率 98.7%)		○収納率 99.1% (過去3年間の平均 収納率 99.1%)	
5 ⑧ 市税・料金等の 収納率の向上 (住宅使用料)	住宅課	財政の健全化を図るとともに、負担の公平性を確保するため、各部署が連携し、市税・国保税・各種料金等に係る収納率の向上を図ります。 ＜行革大綱指標＞令和4年度までに、現年分収納率を98.4%にする。毎年度、滞納繰越分調定額が平成30年度を上回らない額とする。		○収納率 97.3% (過去3年間の平均 収納率 95.4%)		○収納率 98.1% (過去3年間の平均 収納率 95.9%)		○収納率 98.5% (過去3年間の平均 収納率 96.8%)		○収納率 97.9% (過去3年間の平均 収納率 97.9%)	
5 ⑨ 市税・料金等の 収納率の向上 (学校給食費)	学校給食課	財政の健全化を図るとともに、負担の公平性を確保するため、各部署が連携し、市税・国保税・各種料金等に係る収納率の向上を図ります。 ＜行革大綱指標＞令和4年度までに、現年分収納率を99.6%にする。毎年度、滞納繰越分調定額が平成30年度を上回らない額とする。		○収納率 99.3% (過去3年間の平均 収納率 99.3%)		○収納率 99.5% (過去3年間の平均 収納率 99.3%)		○収納率 99.7% (過去3年間の平均 収納率 99.4%)		○収納率 99.5% (過去3年間の平均 収納率 99.5%)	
6	滞納処分の実施	収納課		○滞納処分の件数 753件		○滞納処分の件数 565件		○滞納処分の件数 414件			
7	私債権管理の推進	秘書広報課・上下水道総務課・住宅課・学校給食課・子育て応援課		-		-		-			
8	債権徴収マニュアルの整備	収納課・秘書広報課・市民課・介護支援課・子育て応援課・上下水道総務課・住宅課・学校給食課	新	-		-		-			

※新＝第5次で新規に取り組むアクションプラン

具体的な取組 (アクションプラン)	所管課	具体的な取組の概要と取組指標 ※すべての指標は令和4年度までの3年間の指標とし、中間見直しを行います	新・ リ・ 終	2016年度 (H28年度)		2017年度 (H29年度)		2018年度 (H30年度)		2019年度 (R1年度)	
				活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲
9 個人市・県民税の特別徴収の推進	税務課	<p>徴収を確保するため、個人市・県民税の特別徴収について、未実施事業者に対する特別徴収義務者指定を通じて、特別徴収事業者数の増加を図ります。</p> <p><行革大綱指標>令和4年度までに、個人市・県民税の特別徴収事業者数を3,200件にする。</p>		○個人市・県民税の特別徴収事業者数2,983件		○個人市・県民税の特別徴収事業者数3,170件		○個人市・県民税の特別徴収事業者数3,174件			
10 新たな収納方法の検討・導入	収納課	<p>市民が納入する際の利便性向上を図るため、スマートフォンアプリの技術を活用し、電子マネーによる納付方法を新たに導入します。</p> <p><行革大綱指標>令和4年度までに、モバイル決済による収納を導入する。</p>		-		-		コンビニ収納の導入(後期高齢者医療保険料・介護保険料)			
11 「ふるさと納税」制度の推進	企画課	<p>北杜市の応援者からのふるさと納税制度を通じた寄附金を確保するため、インターネットのポータルサイト利用を積極的に導入し、北杜市の優れた地元特産品からなる返礼品目の拡充・PRを行うとともに、寄せられた寄附金の活用メニューに関する見える化を行います。</p> <p><行革大綱指標>毎年度、「ふるさと納税」の寄附金額を40,000千円以上にする。</p>		○ふるさと納税寄附金額13,659,000円		○ふるさと納税寄附金額18,515,000円		○ふるさと納税寄附金額13,037,000円			
12 「環境保全協力金」制度の推進	政策推進課	<p>環境保全に必要な財源の確保を図るため、ふるさと納税・環境保全協力金・芸術文化スポーツ振興協力金制度を推進します。</p> <p><行革大綱指標>毎年度、「環境保全協力金」の協力件数を60件以上にする。</p>		○環境保全協力金協力件数54件		○環境保全協力金協力件数62件		○環境保全協力金協力件数67件			
13 「芸術文化スポーツ振興基金」制度の推進	生涯学習課	<p>芸術文化スポーツの振興に必要な財源の確保を図るため、ふるさと納税・環境保全協力金・芸術文化スポーツ振興協力金制度を推進します。</p> <p><行革大綱指標>毎年度、「芸術文化スポーツ振興協力金」の協力件数を6件以上にする。</p>		○芸術文化スポーツ振興協力金協力件数4件		○芸術文化スポーツ振興協力金協力件数4件		○芸術文化スポーツ振興協力金協力件数5件			
14 市有財産の有効活用と売却等の推進	管財課	<p>市有財産活用を通じた財源確保を図るため、用途廃止等に併生じた普通財産について、地域活性化に資する利活用を目的に、売却や貸付等を積極的に推進します。</p> <p><行革大綱指標>毎年度、普通財産の売却・貸付を20件以上行う。</p>		○私有財産の売却・貸付件数9件		○私有財産の売却・貸付件数19件		○私有財産の売却・貸付件数23件			
15 広報紙・ホームページへの広告掲載	秘書広報課	<p>市の広報紙、封筒、ホームページなどが有する広告媒体としての価値を活用した収入の確保を図るため、民間事業者等を対象に有料広告掲載事業を実施します。</p> <p><行革大綱指標>毎年度、広告枠の稼働率を100%にする。</p>		○広告枠稼働率99.1%		○広告枠稼働率98.7%		○広告枠稼働率96.3%			
16 封筒への広告掲載	管財課	<p>市の広報紙、封筒、ホームページなどが有する広告媒体としての価値を活用した収入の確保を図るため、民間事業者等を対象に有料広告掲載事業を実施します。</p> <p><行革大綱指標>毎年度、広告付封筒の作成を10万枚行う。</p>		○広告付封筒作成10万枚		○広告付封筒作成10万枚		○広告付封筒作成10万枚			

※新＝第5次で新規に取り組むアクションプラン

具体的な取組 (アクションプラン)	所管課	具体的な取組の概要と取組指標 ※すべての指標は令和4年度までの3年間の指標とし、中間見直しを行います	新・ リ・ 終	2016年度 (H28年度)		2017年度 (H29年度)		2018年度 (H30年度)		2019年度 (R1年度)	
				活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲
17	雑誌スポンサー 制度の推進	中央図書館									
		北州市図書館の雑誌カバーを広告媒体として活用し、民間事業者等から雑誌の提供を受けることにより、収入の確保を図り、民間事業者等に情報発信の場を提供します。 <行革大綱指標>令和4年度までに雑誌スポンサーの件数を5件以上にします。				〇雑誌スポンサー 件数4件		〇雑誌スポンサー 件数5件			
18	病院、診療所の 経営改善	健康増進課									
		4つの市立病院及び診療所を今後も引き続き維持していくため、病院改革プランの着実な実行や内部努力による効率化を進めるとともに、経営のあり方について抜本的に見直し、財政負担の軽減を図ります。 <行革大綱指標>令和2年度までに、病院事業特別会計の経常収支比率を、塩川病院100.8%、甲陽病院100.0%、辺見診療所 100.0%、白州診療所100.0%にする。 ※指標については、病院改革プランと整合を図る。			〇経常収支比率 塩川病院 100.4% 甲陽病院 96.1% 白州診療所 108.4% 辺見診療所 108.8%		〇経常収支比率 塩川病院 94.6% 甲陽病院 94.2% 白州診療所 108% 辺見診療所 116%		〇経常収支比率 塩川病院 96.6% 甲陽病院 94% 白州診療所 107% 辺見診療所 104%		
19	上下水道事業の 経営改善計画の 推進	上下水道 総務課									
		上下水道事業の経営改善を図るため、資材在庫量の適正化や一括発注、運転管理の効率化、修繕の発注方法の見直し等を行い、経営の効率化・健全化に取り組みます。 <行革大綱指標>毎年度、特別会計への繰出金(公債費及び建設費(補償工事に限る)分を除く基準外繰出金)が、令和元年度を上回らない額とする。■令和元年度一般会計当初予算の上・下水道・農業集落排水特別会計繰出金(公債費及び建設費(補償工事に限る)分を除く基準外繰出金)の額347,219千円			〇繰出金額 347,394千円		〇繰出金額 347,392千円		〇繰出金額 344,206千円		
20	企業等誘致の推 進	商工・食農課									
		市内への企業立地に伴う税収増をはじめ、雇用創出、移住定住促進、地域の活性化等を図るため、県内外からの企業等を対象とした誘致について積極的に推進します。 <行革大綱指標>毎年度、誘致企業数を1社以上とする。			〇誘致企業数 1社		〇誘致企業数 1社		〇誘致企業数 1社		
21	子どもを産み育 てる環境の整備	健康増進課	新								
		少子化対策や安心して暮らせる地域医療の充実のため、新たに市内で開業する産婦人科・小児科を誘致します。 <行革大綱指標>令和4年度までに、産婦人科又は小児科の誘致開業数を1件以上とする。									
22	環境保全基金の 活用	政策推進課									
		行政だけでは実現しがたい、環境保全や各種まちづくりなどに関する取組について、市民団体等が自主的、自発的に取組を開始し、将来も継続するために必要な環境づくりを整えるため、審査機関が認めた事業に対し、基金を活用して経費の一部を助成します。 <行革大綱指標>毎年度、環境保全提案型事業の募集、採択数を15件以上にします。			〇環境保全提案型 事業の採択数12件		〇環境保全提案型 事業の採択数16件		〇環境保全提案型 事業の採択数17件		
23	芸術文化スポ ーツ振興基金の活 用	生涯学習課									
		行政だけでは実現しがたい、芸術文化やスポーツの振興などに関する取組について、市民団体等が自主的、自発的に取組を開始し、将来も継続するために必要な環境づくりを整えるため、審査機関が認めた事業に対し、基金を活用して経費の一部を助成します。 <行革大綱指標>毎年度、芸術文化スポーツ振興基金活用事業の市民の参加者を1,000人以上にする。			〇芸術文化スポ ーツ振興基金活用事 業の市民の参加者 3,263人		〇芸術文化スポ ーツ振興基金活用事 業の市民の参加者 2,525人		〇芸術文化スポ ーツ振興基金活用事 業の市民の参加者 1,340人		
24	家庭ごみ適正処 理の推進	環境課	新								
		家庭ごみ適正処理を通じた減量化などを推進するため、市制15周年を機に、家庭からの食品ロスの削減とマイバッグ宣言を行い、市民や企業との連携・協働の下、全市を挙げて取組を展開します。 <行革大綱指標>令和4年度までに、家庭からの食品ロスを令和2年度比15%削減する。令和4年度までに、マイバッグ等の持参率を90%にする。			〇マイバッグ持参 率85.0%		〇マイバッグ持参 率87.7%		〇マイバッグ持参 率86.1%		

※新＝第5次で新規に取り組むアクションプラン

具体的な取組 (アクションプラン)	所管課	具体的な取組の概要と取組指標 ※すべての指標は令和4年度までの3年間の指標とし、中間見直しを行います	新・ リ・ 終	2016年度 (H28年度)		2017年度 (H29年度)		2018年度 (H30年度)		2019年度 (R1年度)	
				活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲
33 申請書類の簡素化の推進	政策推進課	市役所において市民が各種申請手続きを行う際の利便性向上や負担軽減を図るため、市役所内の各種申請書類に関する簡素統一化に取り組みます。 ＜行革大綱指標＞令和4年度までに、統一申請書類2種類の運用を行う。	新	-		-		-			
34 窓口専用タブレット型端末の導入	管財課	市民が証明書の交付申請等を行う際の記入の手間を省き、利便性向上を図るため、各総合支所と本庁窓口業務関係課に専用タブレット型端末を設置します。 ＜行革大綱指標＞令和4年度までに、窓口専用タブレット型端末(各総合支所と本庁窓口業務関係課)の導入に向け調査検討し、導入する。導入効果の調査を行い(市民サービス・職員業務削減の両面)検証する。	新	-		-		-			
35 医療サービスの充実	健康増進課	現行の病院改革プランが令和2年度に終期となることから、国や県の動向を踏まえながら、引き続き病院改革プランを策定し、市民ニーズに応じた医療サービスの充実を図るため、接遇研修等を実施し、医療スタッフの資質の向上に努めます。 ＜行革大綱指標＞令和2年度までに、患者等満足度を75%以上にする。 ※指標については、病院改革プランと整合を図る	新	-		-		-			
36 公共施設等マネジメントの推進	企画課	市の公共施設等に係るサービスを維持し、保有量について総合的・計画的な管理を推進するため、施設分類ごとの個別計画を策定し、これに基づき適正な施設管理を行います。 ＜行革大綱指標＞ ・令和2年度中に策定予定の個別計画を踏まえ設定する。 ・令和2年度は、北杜市国土強靱化地域計画との整合を図り、個別計画を策定する。									
37 行政組織の見直し	総務課	効率的・効果的な行政運営を図るため、施策・事業等の状況に応じ、最適な体制づくりができるよう、迅速的確に行政組織の見直しを行います。また、各町の総合支所や出張所に関するあり方の検討に必要な市民ニーズの把握や課題整理などを行います。 ＜行革大綱指標＞随時、組織や分掌業務の見直しを行い、行政運営の適正化を図る。			○8課4センターを9課1センターへ再編		○総務課人事担当を総務部人事室へ組織再編を行った		○政策秘書部の創設		
38 選挙における期日前投票所の整理統合	総務課	選挙における期日前投票期間中、各総合支所において開設している期日前投票所について、北杜市選挙管理委員会での検討を踏まえ、整理統合を図るとともに投票者の利便性の向上を図ります。 ＜行革大綱指標＞令和4年度までに、期日前投票所の整理統合を図る。	新	-		-		-			
39 各部局等業務量の削減	政策推進課	平成17年度は職員数が697人(病院部門を含まない)であったが、平成30年度には定員適正化計画の対象となる職員が551人とおよそ150人が削減される中、時間外勤務の増加傾向が続いていることなどを踏まえ、各部局等の事務事業について抜本的な見直しを行い、業務量の削減を積極的に行います。 ＜行革大綱指標＞庁内プロジェクトチームを立ち上げ、削減の基本方針を定めるとともに、削減目標を立てる。令和4年度までに、削減目標に応じた業務量の削減を図る。	新	-		-		-			
40 行政評価に基づく事務事業の改善	政策推進課	効率的・効果的な行政運営を図るため、事務事業評価や外部評価を活用し、各業務の見直しを行います。 ＜行革大綱指標＞毎年度、事務事業評価を活用して類似事業の統廃合等、全庁的な事業の整理・見直しを行う。	新	-		-		-			

※新＝第5次で新規に取り組むアクションプラン

具体的な取組 (アクションプラン)	所管課	具体的な取組の概要と取組指標 ※すべての指標は令和4年度までの3年間の指標とし、中間見直しを行います	新・ リ・ 終	2016年度 (H28年度)		2017年度 (H29年度)		2018年度 (H30年度)		2019年度 (R1年度)	
				活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲	活動指標	決算額 (千円) ※除く再掲
41 自治体クラウドの 推進	管財課	効率的な行政基盤を整えるため、自治体クラウド導入に向け、電子自治体の推進に関する研究会等を通じ、共同利用等の調査研究を行います。 <行革大綱指標>令和4年度までに、自治体クラウド導入に向けた情報システムの集約と共同利用を推進する。		-		-		-			
42 ICT・AI・RPA等の 活用の推進	政策推進課	効率的な行政基盤を整えるため、スマート自治体の推進に向け、ICT(情報通信技術)、AI(人工知能)やRPA(ロボットによる業務自動化)を活用した業務の効率化を推進します。 <行革大綱指標>令和4年度までに、ICT(情報通信技術)、AI(人工知能)やRPA(ロボットによる業務自動化)を活用し、業務の効率化を行うスマート自治体を推進する。	新	-		-		-			
43 職員提案制度の 推進	人事課	市民サービスの向上を図るため、職員を対象に創意・工夫による提案を募るとともに、優れた提案については迅速に採用し、サービス改善に反映します。 <行革大綱指標>毎年度、職員提案件数を5件以上にする。		○職員提案件数2 件		○職員提案件数0 件		○職員提案件数6 件			
44 特定事業主行動 計画の推進	人事課	平成29年1月の「北杜・イクボス宣言」に基づき、管理職の人事評価(業績評価)の目標の一つにイクボスに係る設定をするほか、ゆう活等を活用し、職員のワークライフバランスに努めます。また、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、必要な環境整備等について、検討します。 <行革大綱指標>毎年度、職員の有給休暇の実質取得日数を12日以上にする。毎年度、時間外勤務が年360時間を越える人を0人にする(ただし他律的業務と認められた場合を除く)。毎年度、男性の育児休暇取得率を10%以上にする。		○有給休暇の実質 取得日数(1月～12 月)10.2日		○有給休暇の実質 取得日数(1月～12 月)10.9日		○有給休暇の実質 取得日数(1月～12 月)10.3日			
45 窓口対応等相談 体制の整備	総務課	窓口業務における多様な状況に対応できるよう職員の資質向上に努めながら、解決が困難な場合や対応に長時間を要する場合には、庁内及び外部の専門家などと相談・連携して業務に対処できる体制を整備し、働きやすい職場環境を目指します。 <行革大綱指標>毎年度、基本マナーマニュアルを見直し、職員周知を図る。令和2年度に、相談体制を整備する。事案ごとの検証を重ねることで対策の強化を図る。	新	-		-		-			
46 人事評価制度の 推進	人事課	効率的な人材活用と組織力の向上を図るため、各職員に関する年度目標とその達成状況の把握や、担当業務の業績や有する能力を客観的に評価することを目的とした、人事評価制度を推進します。 <行革大綱指標>毎年度、人事評価制度を実施し、効率的な人材活用及び組織力の向上を図る。毎年度、人事評価に関する研修を、評価者・被評価者それぞれ2回以上開催する。		○職員研修回数 2回		○職員研修回数 3回		○職員研修回数 6回			
47 人材育成の充実	人事課	複雑多様化する行政課題に的確に対応する人材を育成するため、研修体系の見直しと職員研修の充実等を行い、職員の能力向上や意識改革の徹底などに取り組めます。 <行革大綱指標>毎年度、職員研修の参加人数(延べ)を1,000人以上にする。毎年度、庁内で開催される職員研修を5回以上開催する。毎年度、人事交流で出向する職員を5人以上にする。		○研修参加者 865 人 ○人事交流 14人		○研修参加者 1,542人 ○人事交流 13人		○研修参加者 1,459人 ○人事交流 12人			

※新＝第5次で新規に取り組むアクションプラン

第9 財政の中・長期見通し

将来的に持続可能な財政運営を行っていくためには、本市の「財政の余裕」を中・長期的な観点で推計し、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めることにより、財政健全化に努めながら重要課題に取り組んでいく必要があります。

第5次行財政改革大綱においては、「第4 市の現状と課題」において、令和8年度までの普通会計の単年度収支等の推移と見通しを表とグラフにより説明してきました。この推計については、後段に示す<推計に当たっての基本的な考え方>に基づき、平成30年度の決算額と現状の歳出状況の継続を見据えた中で算出しています。第5次行財政改革大綱アクションプランを実行した場合における「普通会計の中・長期財政見通し」については、令和2年度策定予定の公共施設等総合管理計画公共施設個別計画に基づく施設の維持管理費用の削減や今後の国の財政状況等の影響による地方財政制度の変更等の影響を勘案し、令和2年度以降に修正を行います。

なお、「普通会計の中・長期財政見通し」のローリングについては、毎年、制度変更や算定データの更新などを反映したものを作成し、実施することにより、将来の財政見通しを注視しながら、より効果的な改革の取り組みを推進していきます。

<推計に当たっての基本的な考え方>

- ① 税金など普通交付税の積算根拠として使われる基準財政収入額として算定される歳入項目については、令和元年度の普通交付税の算定に基づく推計金額で固定しました。
- ② 地方交付税については、令和元年度の交付税制度を前提とし、起債の元利償還金に係る普通交付税措置の試算結果も反映しています。
- ③ 地方債については、臨時財政対策債を除き過去の実績を踏まえて推計した上で令和2年度以降は、現在の地方債制度を踏まえた地方債を充当することとしました。また、臨時財政対策債については、各年度の実質収支が一定の水準を維持できるよう発行額を推計しました。

- ④ 扶助費及び維持補修費は、将来的に増加が避けられないと考え、一定の伸び率を反映させています。
- ⑤ 公債費については、過去の市債の発行・償還及び今後の見込みを踏まえて推計しています。
- ⑥ 物件費については、平成30年度決算額を基準としています。
- ⑦ 普通建設事業費については、過去の平均値を基に推計しています。
- ⑧ 繰出金については、最も金額が大きい平成30年度予算額をベースとして推計しています。
- ⑨ 積立金は、今後の繰上償還の見込み額等を踏まえて推計し、人件費などその他の歳出項目については、基本的に平成30年度決算額を基に推計しています。
- ⑩ 収支の改善に寄与する第4次北杜市行財政改革アクションプランの取組項目について、計画どおり実施した場合の効果額を加味しています。
- ⑪ なお、平成28年度策定の公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新・統廃合に必要な事業費については、令和2年度に予定している各個別計画策定後に反映することとしています。

【参考資料】

令和2年3月3日

北杜市長 渡辺 英子 様

北杜市行政改革推進委員会

会長 小川 昭二

北杜市行財政改革大綱等について（答申）

令和元年8月29日付、北杜企画第166号で諮問のあった北杜市行財政改革大綱等の策定について、本委員会は、市から提示された原案をもとに集中かつ慎重な審議を重ねてきました。

その結果、このたび本委員会の審議内容を反映した第5次北杜市行財政改革大綱（案）及び第5次北杜市行財政改革大綱実施計画（アクションプラン）（案）が別紙のとおりまとまりましたので、ここに答申いたします。

なお、今後の行政改革の推進にあたっては、これまで大きな成果を上げてきた行政改革の歩みを継承するとともに、第2次北杜市総合計画並びに新たに策定される第2次北杜市総合戦略の推進基盤となるよう着実に取り組んでください。

また、引き続き市政情報の積極的な発信や市民ニーズの把握に努め市民の理解と協働のもと、職員の自由で斬新な発想も生かしながら、改革と創造を力強く推進していただくことを期待いたします。

北杜市行政改革推進委員会条例

平成17年6月21日

北杜市条例第22号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、北杜市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、本市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、行政改革について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月14日条例第17号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北杜市行政改革推進委員会名簿

	氏 名	役職	備 考
1	小川 昭二	会 長	北杜市人権擁護委員
2	船木 良	職務代理者	前北杜市総合計画審議会会長
3	藤原 真史		山梨大学生命環境学部地域社会システム学 科准教授
4	村田 俊也		(公財) 山梨総合研究所専務理事
5	利根川 昇		北杜市老人福祉計画及び介護保険事業計画 策定委員会会長
6	荻原 久		(株) 山梨中央銀行須玉支店長
7	村上 隆		(株) リガク山梨 代表取締役
8	栗澤 雅子		北杜市民生委員児童委員協議会会長
9	藤原 真理		北杜市男女共同参画推進委員副委員長
10	小宮山 幸枝		北杜市母子愛育会副会長

北杜市行政改革推進本部設置要綱

平成17年6月2日

北杜市訓令第10号

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、北杜市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。職務代理の順位は、副市長、教育長の順とする。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本部の機能を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、座長及び委員で構成し、座長には企画部企画課長を、委員には別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、座長が招集し主宰する。
- 4 幹事会は、本部に付議すべき案件の調査・研究を行うものとする。
- 5 幹事会は、本部の会議に提案すべき原案の作成及び行政改革の推進について具体的な調査検討を行う。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月10日訓令第8号)

この訓令は、平成18年3月15日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日訓令第34号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日訓令第5号) 抄
(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年8月18日訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

企画部長、総務部長、市民部長、福祉部長、生活環境部長、産業観光部長、建設部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、明野総合支所長、須玉総合支所長、高根総合支所長、長坂総合支所長、大泉総合支所長、小淵沢総合支所長、白州総合支所長、武川総合支所長、政策秘書課長

別表第2 (第6条関係)

企画部財政課長、総務部総務課長、市民部市民課長、福祉部福祉課長、生活環境部環境課長、産業観光部農政課長、建設部まちづくり推進課長、教育委員会教育総務課長、会計課長、各総合支所の地域市民課長

北杜市行政改革推進委員会等審議経過

年 月 日	会議等	内 容
令和元年 7 月 3 日	行政改革推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度「第 4 次行財政改革アクションプラン」取組状況について ・第 5 次行財政改革大綱策定にあたっての基本的な考え方、今後のスケジュールについて
令和元年 7 月 17 日	行政改革推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 次行財政改革大綱体系図(案)、アクションプラン(案)について
令和元年 8 月 7 日	行政改革推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度「第 4 次行財政改革アクションプラン」取組状況について ・第 5 次行財政改革大綱策定にあたっての基本的な考え方、今後のスケジュール、体系図(案)、アクションプラン(案)について
令和元年 8 月 21 日	行政改革推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度「第 4 次行財政改革アクションプラン」取組状況について ・第 5 次行財政改革大綱策定にあたっての基本的な考え方、体系図(案)について ・行政改革推進委員会への諮問について ・第 5 次行財政改革大綱アクションプラン(案)について
令和元年 8 月 29 日	行政改革推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度「第 4 次行財政改革アクションプラン」取組状況について ・行政改革推進委員会への諮問について ・第 5 次行財政改革大綱(案)について

年 月 日	会議等	内 容
令和元年 10 月 9 日	行政改革推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次行財政改革大綱策定にあたっての基本的な考え方、体系図について ・第5次行財政改革大綱アクションプラン（案）について
令和元年 10 月 18 日	行政改革推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次行財政改革大綱（案）について ・第5次行財政改革大綱アクションプラン（案）について
令和元年 10 月 30 日	行政改革推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次行財政改革大綱（案）について ・第5次行財政改革大綱アクションプラン（案）について
令和元年 11 月 7 日	行政改革推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次行財政改革大綱（案）について ・第5次行財政改革大綱アクションプラン（案）について
令和元年 11 月 13 日	行政改革推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次行財政改革大綱（案）について ・第5次行財政改革大綱アクションプラン（案）について
令和元年 11 月 26 日		<ul style="list-style-type: none"> ・北杜市議会全員協議会にて第5次行政改革大綱等（案）報告
令和元年 12 月 26 日～ 令和2年 1 月 27 日		<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントを実施し、広く市民等から意見を求める
令和2年 2 月 7 日	行政改革推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次行財政改革大綱（案）について ・第5次行財政改革大綱アクションプラン（案）について
令和2年 3 月 3 日	行政改革推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次行財政改革大綱等（案）について答申
令和2年 3 月 19 日		<ul style="list-style-type: none"> ・第5次行財政改革大綱の策定

第5次北杜市行財政改革大綱

(令和2年度～令和6年度)

北杜市企画部企画課

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

TEL 0551-42-1111 (代表)

FAX 0551-42-1122

ホームページ <http://www.city.hokuto.yamanashi.jp>